

令和2年第2回町議会定例会会議の経過（6月10日）

議 長 皆さん、おはようございます。ただいまから令和2年第2回山北町議会定例会を開会いたします。 （午前9時00分）

なおクールビズになっておりますので、ネクタイを外しておりますが、暑いようでしたら、上着を脱いでも結構ですのでお伝えをいたします。

また、新型コロナウイルス対策として、引き続き議場のドアの開放等はよろしくお願ひしたいと思います。

井上財務課長からは欠席の旨、申出がありましたので、これを了承しておりますので、御了承願ひしたいと思います。

それでは町長の挨拶を求めます

町長。

町 長 皆さん、おはようございます。

本日は令和2年第2回山北町議会定例会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

開会に当たり一言御挨拶を述べさせていただきます。

初めに、先週6月1日に酒匂川の鮎釣りが解禁となりました。解禁日の当日はあいにくの天候からか、太公望の姿は余り見られなかったとのことですが、例年に比べて大きめのサイズの釣果が期待されているようですので、ソーシャルディスタンスを保っていただきながら、今後酒匂川が多く太公望でにぎわうことを期待しております。

さて、町内におきましては、新型コロナウイルスの影響により3月初めから臨時休業となっていた幼稚園と小・中学校が、約3か月ぶりに教育活動を再開したところでございます。

長期にわたる臨時休業に御理解と御協力をいただきました町民の皆様や関係者の方々には深く感謝申し上げます。

しかしながら、新型コロナウイルスの脅威がなくなったわけではございません。少しでも早く園舎や校舎内で園児や児童生徒の元気な声が響きわたる日常が取り戻せるよう教育活動の再開後も感染防止に万全の措置を講じるとともに、子どもたちが規則正しい生活習慣を身につけ、主体的に学習に取り

組めるよう支援していきたいと思っております。

また、国内の経済状況でございますが、財務省が6月1日に発表しました2020年1月から3月期の法人企業統計によりますと、金融業・保険業を除く全ての産業の経常利益が前年同期比32%の減で、4半世紀連続のマイナスとなり、下落率はリーマンショック後、10年半ぶりの水準となりました。

消費税が引き上げられた2019年10月以降の伸び悩みに加え、新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動の停滞が響いており、5月に緊急事態宣言が解除となりましたが、本格的な経済活動の再開には程遠く、さらなる悪化が懸念されるところでありますので、町といたしましても国や県と連携し、経済活動の再開に向けた支援に取り組んでまいりたいと思っております。

一方、明るい話題が少ない中、将棋界におきましては、藤井聡太七段が6月4日に行われましたヒューリック杯棋聖戦の決勝において、現在の将棋界をリードする永瀬拓矢二冠に見事勝利し、史上最年少でのタイトル挑戦権を獲得されました。

日本文化の中で長い歴史を誇る将棋界において、次の世代を担う若手の快挙をうれしく思うとともに、今後ますます将棋界が盛り上がりを見せることを願っております。

さらにスポーツ界におきましても、3月12日から中断していましたアメリカのプロバスケットボールNBAのシーズンが7月31日から22チームで再開するとの報道がございました。八村塁選手や渡邊雄太選手が所属するチームも含まれているとのことですので、今後の日本人選手の活躍に大変期待したいと思っております。

さて、令和2年第2回山北町議会定例会で御審議いただきます案件は、条例案件5件、令和2年度一般会計補正予算案件1件、契約案件1件、町道路線の廃止案件1件及び認定案件1件、人事案件1件、報告案件2件の合計12件を提出させていただきましたので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

また、全員協議会におきましては、消費税等の税率引上げに伴う使用料等の見直しについて、ほか8件を御説明させていただく予定でございますので、よろしく願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

- 議長 　　ただいまから本日の会議を開きます。
- 本定例会の議会運営については、5月29日に議会運営委員会を開催し、審査を行っておりますので、委員長より審査報告を求めます。
- 議席番号13番、石田照子議会運営委員長。
- 13番石田 　　皆様、おはようございます。
- それでは、議会運営委員会の報告を申し上げます。5月29日、午後1時から役場401会議室において委員全員、議長の出席の下、令和2年第2回山北町議会定例会の運営について審査いたしましたので、その結果を報告いたします。
- 提出議案は、お手元に配付されておりますように新規条例1案件、条例改正4案件、補正予算1案件、契約案件1案件、町道路線案件2案件、人事案件1案件及び報告2案件の計12案件であります。
- 新規条例の1案件については本会議審議後、総務環境常任委員会に付託することいたしました。
- また、条例改正4案件、補正予算1案件、契約案件1案件、町道路線案件2案件、人事案件1件及び報告2案件については、本会議即決といたしました。
- 陳情は1件ですが、卓上配付といたしました。
- 一般質問については、5名の議員から通告書が提出されておりますが、本日5名の議員に質問をしていただくことにいたしました。
- 会期は6月10日から6月12日までの3日間といたしました。また、6月12日の本会議終了後、全員協議会を開催いたします。日程は配付済みの日割り予定表のどおりですので、省略いたします。
- 以上で議会運営委員会の審査報告を終わります。
- 議長 　　議会運営に対する委員長の審査報告は終わりましたので、本定例会の会期は委員長報告どおり本日から12日までの3日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。
- （「異議なし」の声多数）
- 議長 　　御異議ないので、会期は本日から12日までの3日間と決定いたしました。
- 会議録署名議員に議席番号6番、瀬戸顯弘議員、議席番号12番、富田陽子

議員の2名を指名いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。発言は通告順といたします。

通告順位1番、議席番号11番、堀口恵一議員。

11 番 堀 口

皆様、おはようございます。

受付番号1、質問議員11番、堀口恵一。

件名「山北町内全戸を含む町民にとって適切なWi-Fi環境を」。

今回、新型コロナウイルス問題で3密行動が制限され、事業者、学生、ほか多くの人困っている状況であり、代替の活動が推進され、実行できることはされているところである。テレワーク、オンライン診療、オンライン教育、テレビ会議、オンラインでの見守りなど現実性・実用性・重要性が示された。

また、個人、各家庭のWi-Fi環境問題も露呈された。

総務省では、災害時の観点、教育の観点、観光の観点で公共施設等へのWi-Fi環境の必要性を重視し、公共施設への整備を推進しているところである。山北町でもふるさと交流センターなど、3か所においては実施されているところである。

遠隔防犯カメラ、家電遠隔コントロール等、Wi-FiにつながるIoT機器も相当安くなっている。Wi-Fiも少々使うならスマホなど、無線通信機器の従量制料金で問題ないが、TV電話での長電話、会議への参加、数時間に及ぶテレワーク、一日見守り、長時間の動画、遠隔教育に使う動画を含む多くの情報など、多量の情報を扱うには従量制でない適切なWi-Fi環境が必要である。

山北町では、既に光回線が三保地区など、山地も含め敷設されているが、町内各戸全部が回線接続とWi-Fiルーター設置を行い、Wi-Fi機器を利用できる状況にはなっていない。ここに情報格差、行政サービス格差が生まれる原因がある。また、合理化、情報化、情報機器高度利用が進まない原因があると考えます。

一人暮らしの家庭（オンライン診療、遠隔見守り、防犯カメラ、生活相談TV電話等）、小中高大学生のいる家庭、テレワークをする家庭と違いはあ

れ、この情報化時代、W i - F i 環境は水と同じく必要なものであるのに、それが割高であるため、末端まで普及が進まない状況と考える。しいては、日本の学力低下、日本企業の能力低下を招いている現状と考える。

山北町内の小中高大学生のいる全家庭に同じ環境がないと教育格差が生まれる。また、教育情報を発する側にも大きな負担が潜在する。モバイルW i - F i ルーターも考えられるが、家のI o T機器などは、モバイルルーターを外出時持ち出せば使えなくなってしまう。それでも、おおよそ月額3800円とかかる。

山北町は光回線が全域敷設されているにもかかわらず、有効に接続利用されていない。性能はトップクラスなのにおおよそ月額6,000円の料金がネックになっていると思われる。また、光回線は高速大容量であり、普通の独居や少家族一軒で使うには多過ぎる状況である。

そこで質問する。

1、町内公共施設にW i - F i 環境があれば、家庭事情にかかわらず、そこに出向いて利用することができる。また災害時にも利用することができる。ふるさと交流センターなど3か所には既に設置されているが、それ以外の町内公共施設へのW i - F i 設備設置についてはどう考えているか。

2、山北町内全戸にW i - F i 環境が必要と考えるが町はどう考えるか。

3、低価格な高速大容量W i - F i 環境（月額1000円程度）を実現する手段として、光回線1つをルーターで分岐して6軒で使えば月額1,000円程度で安定した高速大容量の回線が使えることになる。LANのケーブルを地続きの隣接する隣近所をつなぎ、各戸にW i - F i 無線ルーターを設置すればできることである。御近所同士、手を取り合って、W i - F i 設置をすれば、相互扶助のきっかけにもなる。何か組合を作って推進すべきであるが、役場の後ろ支えが必要と思うがどうか。

以上です。

議 長 答弁願います。

町長。

町 長 それでは、堀口恵一議員から「山北町内全戸を含む町民にとって適切なW i - F i 環境を」についての御質問を頂きました。

初めに、W i - F i はケーブルがなくても、インターネットに接続することができる無線LANの規格の一つであります。スマートフォンや携帯電話の回線は、通信可能エリアが広範囲ですが、一般的に通信速度が低速であるのに対して、W i - F i を含む無線LANは、通信可能エリアは狭いものの、高速で大容量の通信が可能であるという特徴があります。

地方自治体がW i - F i 環境を提供する場合、現時点では、「観光振興」、「防災対策」、「住民サービス向上」の3つの利用目的が考えられており、整備を検討する際には、費用対効果や持続性確保の面からも複数の利用目的で活用することができるよう整備することが望ましいとされております。

さて、1点目の御質問の「町内公共施設にW i - F i 環境があれば、家庭事情にかかわらず、そこに出向いて利用することができる。また災害時にも利用することができる。ふるさと交流センターなど3か所には既に設置されているが、それ以外の町内公共施設へW i - F i 設備設置についてはどう考えているか。」についてであります。これまで町がW i - F i 環境を整備した施設は、山北町観光協会のある「ふるさと交流センター」と、「丹沢湖記念館」の2か所で、いずれも「観光振興」を利用目的とし、外国人を含む観光客へのインターネットアクセスを提供するため、公共的な観光拠点として考えられる施設に整備したものであります。

今後の町内公共施設へのW i - F i 環境の整備については、「防災対策」を目的として町が指定する避難所や、「住民サービスの向上」を目的として役場庁舎、生涯学習センター、健康福祉センターなどを中心に広めていきたいと考えております。

次に、2点目の御質問の「山北町内全戸にW i - F i 環境が必要と考えるが町はどう考えるか。」についてであります。W i - F i 環境の必要性については、各世帯におけるインターネットの利用状況や、利用している機器などを含め、人それぞれのライフスタイルや個人の考え方によって、大きく変わってくると思います。

将来的には、本町においても、医療、福祉、健康、子育て、見守りなど、様々な分野での活用も期待されますが、現時点では、必ずしも町内全戸にW i - F i 環境が必要とは考えておりません。

次に、3点目の御質問の「低価格な高速大容量Wi-Fi環境（月額1,000円程度）を実現する手段として、光回線1つをルーターで分岐して6軒で使えば月額1,000円程度で安定した高速大容量の回線が使えることになる。LANのケーブルを地続きの隣接する隣近所をつなぎ、各戸にWi-Fi無線ルーターを設置すればできることである。御近所同士、手を取り合って、Wi-Fi設置をすれば、相互扶助のきっかけにもなる。何か組合を作って推進すべきであるが、役場の後ろ支えが必要と思うがどうか。」についてであります。1本の光回線を複数の世帯に分岐して利用する例としては、マンションなどの集合住宅における利用があります。これは1本の光回線を各世帯で共用しているため、戸建て住宅の場合と比較して、通信速度に問題が発生することもあります。月額利用料については一般的に安価となります。

しかし、御質問にあるような、集合住宅ではなく地域の何軒かで1本の光回線を分岐して、低額で利用することが回線事業者との契約上で可能であるかどうかも含めて、このような取組のために組合を作ることに、現時点で町が後方支援する考えはありません。

議 長 再質問はよろしいですか。
堀口恵一議員。

11 番 堀 口 1 番の回答ですが、住民サービスの向上を目的として役場庁舎、生涯学習センター、健康福祉センターなどを中心に広めていきたいと考えておりますというふうに回答されましたが、今後実施していくという考えでよろしいでしょうか。

議 長 町長。
町 長 はい。公共施設については、順番に優先度の高いところ、あるいは、また可能なところから順次Wi-Fi環境にしていきたいというふうには思っています。

議 長 堀口恵一議員。
11 番 堀 口 2 番目の質問でしたけれども、それに対して、将来的には全戸も期待されるということで、現時点では必要ないと回答されてますが、現状、かなり福祉分野でも有効、結構、個別には例えば娘さんがお母さんを見守りカメラで連絡を取ったりとか、要するに、一人暮らしでも携帯じゃないんだけど、

会話ができるような、そういう地域介護もやっている方もおられる状況になっています。いろんな課題が現在地域にはあるかと思えますので、そういった解決策に非常に役に立つのではないかと思うので、余り先々と言わず、すぐにも、各家庭に環境を整えるというのが有効ではないかというふうに考えていますが、その辺の最近の動向については、どう考えておられますでしょうか。

議 長

町長。

町

長

公共施設については、先ほど申し上げましたとおり、そういうような順次やっていきたいというふうに考えておりますけども、一つは、私のほうでも神奈川県でやっておりますシステム組合のほうもやらせていただいております。そこでも、そういう話が時々出てきますけど、やはりセキュリティーの問題というのが、若干、まだ不安があるなというようなことで、そういったところが設置できる場所と、そういったものをクラウドか何かで、何とかできるようなセキュリティーの問題とか、そういったような様々な問題が解消できれば、そのようにしていきたいというふうに思っておりますけども、一般家庭等、いろいろな一人暮らしとか、そういう方もいらっしゃいますので、そういった方については、やはり事業者との問題もございますので、そういった一体どこの事業者にして、どういうふうにするかというようなこともございますから、そういったことを一つずつ検討しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

議 長

堀口恵一議員。

11 番 堀 口

口

3番目の質問に関連してですが、通常、家庭で今光ファイバーを引こうとすると、6,000円前後かかってしまう。一、二年は1,800円と、安いのをいろいろと出しているんですけど、よくよく調べると、みんな6,000円近くなってしまう話になってまして。ベースがそこら辺に置かれているんだと思うんですが、取りあえず、つくにはつけるのかもしれないけど、これ長い目ですぐ数年たってしまいますから、どうしても高いイメージが結構高くて、6,000円あったら、食事へ行っちゃったらいいやとか、普通考えちゃうんで、なかなか値段がネックかなというようにちょっと思ってます。

それから、ADSLの関係でも、ここ一、二年で、今度ADSLが使えな

くなって、光回線にしなきゃならない状況になってくるということで、まだ、かなり少ないとはいえ、そういった人たちも移行時期を迎えているというの
はあります。

そういった状況ですけど、この月額6,000円前後かかってしまうというのは、
高いという認識、結構、各家庭で違うわけですけども、普及ということを
考えた場合には、かなり高いイメージがあるんですけども、その辺の感覚は
どうでしょうか。教えていただけますでしょうか。高くないというか。

議 町
町

長 町長。

長 我々、役場の中でも例えばの話ですけども、この本庁舎のところで、Wi
-Fiというのは、当然検討しておりました。その中で、担当者のほうから
聞きますと、ここに設置した場合に隣近所のところまで行ってしまうという
ようなところがございます。

ですから、そのどこに設置して、どういうふうにするかというようなこ
とは、非常に個々の問題が絡んでくると。

それから、地域全体でということになりますと、やはり今マンションなど
の集合住宅については、当然、最初にやるときに検討すれば、皆さんの理解
は得やすいというふうに思っておりますけども、戸建てとか、そういったよ
うな個々の問題が絡んでいることについては、非常に難しいと。

つまり、完全にその家だけというようなことを考えなきゃいけないだろ
うし、あるいは、その複数ということになると、その業者のこと、あるい
は、また、その例えば、山北町、特に高齢者が多いですから、高齢者がその
まますぐに、例えば病院に入院してしまうとかですね、様々な生活の変化と
いうのもございますから、そういったものもよく説明して理解を得ないと、
なかなか、このWi-Fi環境を整えて、全てのところにやっていくという
のは、なかなか難しい問題ではないかなというふうに思っておりますので、
町といたしましては、まずは公共施設、そういったようなところを優先的に
設置していきたいというふうに考えております。

議 長
11 番 堀 口
議 長

堀口恵一議員、質問はよろしいですか。

じゃあ、もう一つ。

堀口恵一議員。

11 番 堀 口 やはり、隣地、共同利用の件ですけれども、例えば現在 6,000 円前後で光ファイバーを引いている家があると思います。その隣に例えばお年寄りの方が住んでいるとかあった場合、両隣に隣地ですから、LANケーブル買ってあげればつながるわけですね。そこの先に、やはり電気屋さんに売っている無線ルーターを設置すると、別のパスワードで入る形ができるわけなんですけれども、これは、はっきり言っちゃえば、隣通しで話してやっちゃえば、現実できちゃう状況だと思うんですけれども、ただ、勝手にやっていると、何かいろいろな問題が起きそうだ、分からないというようなのがあるんだと思うんです。一人暮らしの場合はほとんど使わないんだけど、やっぱり、あったほうが便利という状況があって、例えば、先ほどの家では、6軒という話で話をいたしましたけど、両隣つないただけで3軒ですけれども、それでも、例えば 6,000 円が 2,000 円になると、大分軽くなるという状況もあります。

ですから、何か、結構業者任せでやっちゃうと、どうしても高いほうに持っていかれちゃうんで、どうしても通信関係の通信料というのは、お任せになりやすくて、どうしても、だまされているわけじゃないんだけど、よく読まない分からない状況で。お金がなくてやりたくない、そういう形になっちゃってるのかなと思ってまして。本来普及すべきものが普及してないという認識がありまして。だから、物理的には意外と簡単にできてしまうのに、今までの流れから、できないという状況というふうに見えて仕方がなくて、ちょっと、いずれにせよ山北の場合もかなり光ファイバー引かれているわけですけれども。

議 長 堀口議員、明確に質問していただけますでしょうか。質問を明確にお願いいたします。

11 番 堀 口 現在、引かれている光ファイバーというのは、十分有効に生かされているという考えでよろしいでしょうか。

議 長 もう一度、質問の要点をお話してください。

11 番 堀 口 現在、山北町では、光ファイバーが全域敷設されてますけれども、十分接続されて、生かされているというふうに考えていますでしょうかという。

議 長 企画政策課長。

企画政策課長 光回線の関係でございますけれども、先ほど、町長も申しましたように、

町行政といたしましては、これから防災の関係、あるいは町民サービスの関係、そちらのほうで整備を進めていく考えでございます。

それで、あと町内全域に光回線が引かれているわけでございますけれども、これが有効に活かされているのかという御質問でございますけれども、光回線の使い方につきましては、やはり、先ほど町長も申しましたように、個人の考え方ですとか、その方のライフスタイル、あるいは日頃から使っている機器ですね、スマートフォンですとか、どんなパソコンを使っているとか、そういった部分が大きく左右してくるというふうに考えております。

したがいまして、やはり現状で有効に活用されているかといいますと、町のほうといたしましては、今後行政としてやっていく部分については、しっかりW i - F i 環境を整備していくと。

それと、あと町民の方につきましては、町民の方御自身の考え方ですとか、今後の町の行政サービスの在り方、そういったものを踏まえながら有効に使っていただきたいというのは、町のほうの考えでございます。

11 番 堀 口
議 長
3 番 和 田

それでは、質問を終わります。

次に、通告順位2番、議席番号3番、和田成功議員。

受付番号第2号、質問議員3番、和田成功。

件名、1、子どもたちの学習機会が保障される環境を。2、避難所運営における感染症対策を。

1、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、学校の臨時休業が長期化し、いまだ流行が終息していない。子どもたちの学びの保障・学習格差等を危惧される保護者も多くいる現状である。

今後、感染拡大の第2波・第3波も懸念されているが、臨時休業期間中にあっても、児童生徒の学習を支援するための可能な限りの措置を講じることが不可欠であり、最低限取り組むべき事項として、ICTの最大限の活用、児童生徒の学習状況や健康状態の把握等であるが、町として、子どもたちの学習環境の確保は喫緊の課題であると考え質問する。

①児童生徒が規則正しい生活習慣を身につける学習を継続するとともに、学校の再開後も見据えた学校と児童生徒との関係を継続することができるような最善の取組がなされているのか。

②GIGAスクール構想についての取組状況は。

③プログラミング教育が必修化されたが取組状況は。

2、新型コロナウイルス感染症については、日本国内においても感染経路の不明な患者の増加している地域が散発的に発生しており、今後も、爆発的な感染拡大を伴う大規模な流行につながりかねない状況にあります。

こうした状況において、災害が発生し避難所を開設する場合には、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症対策等に万全を期することが重要と考え質問する。

避難所の円滑な運営をするため、リスクアセスメントや感染拡大防止対策等について、どのように考え、取り組んでいるのか。

議 長 答弁願います。

町長。

町 長 それでは、和田成功議員から「子どもたちの学習機会が保障される環境を」と「避難所運営における感染症対策を」についての御質問を頂きました。

初めに、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、2月27日の国の小・中学校の休業要請を受けた県教育委員会の要請により、町内の小・中学校は、3月3日から臨時休業を開始いたしました。さらに、4月7日に緊急事態宣言が発令され、5月25日まで、緊急事態宣言が延長されました。

町では、県教育委員会の要請を受け、町の判断により5月31日まで臨時休業措置を行ってまいりました。その間、各学校では学習機会の提供として、復習プリントや副教材の問題集等を児童生徒に配付し、家庭での学習を支援してまいりました。

また、児童生徒の各家庭には、学級担任から週1回の電話連絡を行い、学習課題の取組状況や家庭学習への助言、毎日の健康観察カードの活用による健康状態の把握や悩み事等の心のケアにも努めてまいりました。

さて、1点目の「子どもたちの学習機会が保障される環境を」について、1番目の御質問の「児童生徒が規則正しい生活習慣を身につけ学習を継続するとともに、学校の再開後も見据えた学校と児童生徒との関係を継続することができるような最善の取組がなされているのか」についてであります。臨時休業中の児童生徒の規則正しい生活習慣等の継続につきましては、週1

回の学校からの電話連絡等で各家庭の協力をお願いいたしました。

また、学校再開後につきましては、臨時休業中の家庭での過ごし方に大きな差があることが想定されましたので、「学校再開時の教職員の心構えや配慮事項」を各学校教職員に周知いたしました。

さらに児童生徒に対して「心身や生活のアンケート」を実施し、心の状態を把握するとともに、その結果を基にスクールカウンセラーによる教育相談の実施や臨床心理士による巡回相談、必要に応じて、スクールソーシャルワーカーを活用した関係機関との連携、校内ケース会議の開催などにより、継続的に児童生徒の心のケアに取り組んでまいります。

学習面につきましては、学習プリントの定期的な配付に加え、三保小学校では、各家庭でのオンライン授業への対応が可能であったことを受け、4月13日から児童と先生、1対1、もしくは1対4までの双方向オンライン授業を実施しております。これは、リアルタイムでお互いの顔が見え、学習状況や健康状態の把握について、よい実践となり、今後も活用できると考えております。

また、川村小学校と山北中学校では、オンラインでの学習を進めるために、各家庭のネット環境状況や情報端末の有無等について、アンケート調査を実施いたしました。オンラインでの学習を進めるための環境が十分に整っていない家庭には、Wi-Fiルーターやノートパソコンの貸出しを行い、5月25日にはテスト配信、5月27日からは、各学校で作成した学習動画を全家庭に配信しております。このアプリは動画の配信だけでなく、課題の配信や回収、アンケート機能もあり、健康観察等やストレスチェック等にも活用しております。

また、これらの機能を十分に活用できるよう教職員への研修等も進めております。

次に、2番目の御質問の「GIGAスクール構想についての取組状況は」についてですが、GIGAスクール構想とは、「児童生徒向けの一人一台端末を準備すること」、「高速大容量の通信ネットワークを整備すること」をもって、子どもたち一人一人のニーズに合う創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させることであります。

町では、G I G Aスクール構想の補助金を活用し、今年度中に一人一台の情報端末と高速大容量の通信ネットワークを整備する予定で、日常の授業での活用やオンラインでの双方向の授業の実施や支援の必要な児童生徒の学習支援などに効果的な指導ができると考えております。

今後は、デジタルならではの教材の整備と活用方法の研究、教職員への研修等、指導力の向上など、日常的にI C Tを活用できるための体制づくりを進め、G I G Aスクール構想の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、3番目の御質問の「プログラミング教育が必修化されたが取組状況は」についてであります。今年度より小学校において全面実施となりました新学習指導要領では、プログラミング教育を通して目指すべき資質や能力として、論理的思考力など、時代を超えて普遍的に求められる力を育成するとされております。町内の小学校では、昨年度から新学習指導要領の全面実施に取組、各教科の単元等の年間指導計画に位置づけて実施しております。

町では、既にプログラミング教育やプログラミングソフトの活用についての教員研修を実施しており、山北町教育研究会情報部会においては、活用方法における情報交換や研修会を積み重ねております。

さらに、小学校においては、I C T機器の操作に限定するのではなく、新学習指導要領に示されている「プログラミング的思考」を育むために各教科の指導内容と関連付けながら計画的に、無理なく確実に実施するための教育活動全体の見直しを継続して行い、プログラミング教育の充実を図ってまいります。

次に、2点目の御質問の「避難所の円滑な運営をするため、リスクアセスメントや感染拡大防止対策等について、どのように考え、取り組んでいるのか」についてであります。新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言は5月25日に解除されておりますが、今後の台風や大地震など、災害時において、避難所を開設した際は「密閉・密集・密接」の3密がそろいやすい状況であると言えます。国でも、こうした状況を踏まえて、4月1日付で避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について通知がされており、町としても気を緩めずに、避難所における感染防止対策を講じてまいります。

具体的な対策としては、可能な限り多くの避難所を開設することです。体

育館が避難所となっている学校施設は、教室などの施設を避難場所として利用し、避難者の「密集」、「密接」を避けるために十分なスペースを確保するとともに、「密閉」状態を避けるために定期的な換気にも留意してまいります。

そして、発災した災害の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した避難所以外にも、児童館等の公共施設や集会所等の地域施設を避難所として開設することなども検討してまいります。なお、発熱やせきなどの症状が出た方のための専用スペースを確保し、可能な限り個室にすることでクラスターの発生を抑制してまいります。

また、避難者や避難所運営職員の健康状態を確認することも重要でありますので、受付に体温計などを用意し、検温に加えて、倦怠感などの体調を確認するとともに、手洗い、せきエチケット等の基本的な対策を徹底し、受付に消毒液を用意することや、マスク未着用者にマスクを配付するなど、感染防止の徹底に努めます。

さらに、町民の皆様自身が感染リスクを減らす対策としては、御自宅の安全性が確認され、居住が可能である場合には、「在宅避難」を推奨し、そうでない場合には、親戚や友人宅へ避難する「分散避難」を行っていただき、また、感染予防に対する事前の備えとして、マスクなどの衛生用品も非常持ち出し品に加えるなど、こうした対策についても、町ホームページ等を通じて啓発してまいります。

議 長 和田成功議員。

3 番 和 田 それでは、再質問させていただきます。

まず、①についてですけれども、臨時休業中、週1回の学校からの電話連絡等とありますが、臨時休業中の支援対象児童生徒に対し、どのように配慮された対応支援がされたのかお伺いします。

議 長 学校教育課長。

学 校 教 育 課 長 週1回の電話連絡、これが担任のほうから各家庭に、まず連絡しておきまして、何時から何時の間に電話いたしますということで、その保護者が在宅しなければいけないということではなく、児童生徒だけでも構わないということで、児童生徒の健康状態とか、今の状態、中には悩みとか、そういうの

もあると思うんですけども、そういうことをまず担任が声で聞いて、確認をさせていただいて、それぞれの児童生徒の状態を確認させていただいて、それを校内で情報共有しながら進めていただくということでございます。

議 長 和田成功議員。

3 番 和 田 説明で、特に支援対象児童生徒について、特別といたしますか、配慮された対応について、もう少し詳しくされているのであれば、お聞かせ願いたい。

議 長 学校教育課長。

学 校 教 育 課 長 支援が必要なお子さんとか、そのような方には、やはり通常から気にはしておりますので、その点を確認しながら電話で。こういう時期でしたので、対面してというのは避けるようにさせていただきましたけれども、電話でさせていただいて、何か問題があれば、関係機関とか、その辺のところに連絡をする体制は取ってございました。

以上です。

議 長 和田成功議員。

3 番 和 田 配慮された対応、支援はされていたということで、大変デリケートな問題でありますので、今後も引き続き関係機関等と連携して、きめ細やかな取組を期待いたします。

続きまして、分散登校始まっておりますが、感染拡大防止措置等について、今現状をお聞かせ願います。

議 長 学校教育課長。

学 校 教 育 課 長 分散登校なんですけど、今週いっぱいさせていただいております。

小学校、中学校、川村小学校と山北中学校なんですけども、こちらのほうはAグループ、Bグループということで、2つにクラスを分けさせていただいて、小学校は1日置き、中学校は午前と午後に分けて、分散登校をさせていただきます。

分散登校におきましては、まず密接しないように指導しながら、マスクをして登校するというので、当初はしております。

玄関に入るところでも、間を空けて入ってくると。ここに教職員を立たせるといいますか、いていただいて、手の指の消毒をさせていただく。教室に入りましたら、半分ですので、それぞれの席に、これも分散で座っていただ

いて、職員と教卓の間にビニールのシート、これをさせていただきます。
それと必要に応じて職員はフェイスシールドをかけております。

生徒が帰りましたら、職員総出で、大体1時間ぐらいかかると聞いております。机とか、その辺、のぶも消毒をさせていただいて、次の日に備える。

中学校につきましては、午前中が終わったら消毒をして、午後、生徒を迎え、それで午後の生徒が帰りましたら消毒をするという、そういう対策を取らせていただいております

三保小学校は人数が少ないので、6月1日の当初から通常でございます。こちらのほうも密接・密閉を避けるようにさせていただいて、毎日の消毒はしてございます。

議 長 和田成功議員。

3 番 和 田 今後も、感染拡大防止措置等を積極的に続けていただきたいと思います。

続きまして、②の質問に対して、今後ICT教育やGIGAスクール構想への取組の課題として、情報セキュリティー対策等があり、情報セキュリティーのマネジメントルール等の充実を図り、適切な運用を行う必要があると考えますが、いかがでしょうか。

議 長 学校教育課長。

学 校 教 育 課 長 今後、GIGAスクール構想ということで、一人一台パソコンが入ります。それから、大容量の校内LANを整備させていただきたいと考えております。

校内LANにつきましては、それぞれありますので、そちらのLANの中でもセキュリティーといたしまして、フィルタリングもかけさせていただいて、有害のサイト等は行かないようにはさせていただくとともに、導入いたします一人一台パソコンのほうにもフィルタリングをかけさせていただいて、児童・生徒が持ち帰ったときでも、自宅で有害なサイトとか、その辺に行かないようにさせていただくように考えてございます。

議 長 和田成功議員。

3 番 和 田 情報セキュリティーに関しまして、より一層の教育環境の充実を実現するためにも、情報セキュリティー専門的な知識を有する人材等の派遣というのを、町独自で取り組むような考えはございますでしょうか。

議 長 学校教育課長。

学校教育課長 今後は必要に応じて、そういう方を人材派遣というか、お願いしていく考えはあるんですけども、なかなか、その適任の方がいられないということで、今後、いろいろ相談させていただきながら、どういう方がいるのかと、そういうことも考え、調べながらやっていきたいと考えております。

議長 教育長

教育長 セキュリティーの問題ですけども、まずGIGAスクールの関係で、これを、一人一台パソコンを学校に配置するという中で、国のほうの中で、このICT活用教育アドバイザーと、こういう人をつけて、配置すると。さらにはGIGAスクールサポーター、こういったものを配置する。さらにはICT支援員ということで。ただ、これは、それぞれの要素というか、役割があるんですけども、そういった方々の活用しながら、こういったセキュリティーの問題、どういうものを学校に導入していくかということで相談に乗っていただいたり、そういったことで配置がされているということなんですけれども、なかなか、こういったものを活用するのは難しいところもございまして、町としましては、そういったパソコン関係のこれまでも研修等を積んできました。そういった関係のところもございまして、そういったところと相談しながら、このセキュリティーについても万全を配していきたいというふうに考えてございます。

議長 長 和田成功議員。

3番和田 情報セキュリティー対策水準の向上を図るために、研修等をされていると思いますが、今後も積極的かつ継続的に行い、全教職員に関連知識の理解と定着を図る必要があると考えます。

研修についても国、県からの指示等もあると思いますが、県西1市5町、2市8町と連携して取り組まれるような考えはございますでしょうか。

議長 長 教育長。

教育長 2市5町、上地区のところ、ただ、それぞれの市町の状況もありまして、例えば松田町の場合でも、既にパソコンがタブレットで入っているということでございます。

そういった中、ただ、これから導入することに当たっては、できるだけ、その交流人事をしている関係で、新しい学校に行ったときに全く機種が違う

ということになりますと、戸惑いもある。そういったことの中では、ある面、共通的な部分を共有できたらいいのかなというように思っていますし、小学校・中学校の発達段階においても、小学校で使っているパソコンと中学校でこれから使うパソコンが全く機種が違う。新たに一から学び直さなければいけないと、これも非常に弊害があるということの中で、やはり、そういうところは、共通的に町としては考えていきたいというふうに考えてございますので。

ですから、そういった面では、そういった今議員が心配されているような、そういったものは情報交換しながら、できるだけ共通的にやっていきたい。

ただ、一番大事なことは使う教職員の希望というか、思いというんですか、どういったものを使っていきたいかというのがありますので、教職員の希望と、子どもたちにとって、どういう機種が一番いいのか、そういったことを考慮しながら、ただ、いろいろと情報交換しながら共通的なものは、できるだけ共通的な部分で活用していきたいというふうに考えてございます。

議 長 和田成功議員。

3 番 和 田 今後も学びやすさや使いやすさと安全性を両立するセキュリティーレベルを検討に取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、ICTを効果的に活用した学習活動について、ICT導入して終わりではなく、日常的にICTを活用できる体制の構築、導入後の効果や使いやすさの確認も含め、町による活用計画やフォローアップなど、継続的に改善を続けていくことが重要であると考えます。今後の町の取組について、お考えをお聞かせ願います。

議 長 教育長。

教 育 長 今年度中にWi-Fiの環境、それからタブレットパソコン一人一台という中で、計画を進めているところでございますけれども、こういった機種というか、機器があったとしても、どう活用していくか、そのところは、やっぱり一番の大事なポイントじゃないかなというふうに思っております。

ですから、今議員が言われたように、研修の機会、こういったものをしっかりと確保しなきゃいけないということもありますし、ただ、教職員だけでやるというのは、なかなか難しさがあるという中で、ちょっと先ほど言いま

したICT支援員、こういった面も国のほうでは助成金の中に入れ込んで配置するよというふうな国からのそういったものもありますけども、なかなか難しさもあるんで、町として、どういうふうに考えていくかということ、これは非常に大きな課題かなというふうに思っております。

ですから、英語が導入されたときには、そういったALTの活用ですとか、そういった面もありますし、そういった面では、今回はパソコンが一人一台という形になりますので、それをどう活用していくかという。今オンライン学習ということで進めておりますけれども、さらに、こういったものが推進していかなくちゃいけないという社会情勢もございますので、そういった面では、機種だけでそろえばいいというものじゃなくて、その後のどう活用するかと、そのところでどう支援していくかというところが、一番大きなポイントかなというふうに考えてございます。

議 長

和田成功議員、いいですよ。

3 番 和 田

今までも積極的に取り込まれているというふうなお答えを頂き、安心しておりますが、今後も続けて積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

続きまして、プログラミング教育についてでございますが、前倒し等、積極的に取り組まれているということなので、今後もより一層の積極的に取り込まれることを期待して、次の質問へ移らせていただきます。

次の2番目の質問の再質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症が終息しない中で、避難所における感染症対策に万全を期すことが重要であると考えます。避難所全体のレイアウトや動線の確保など、どのように考えているのかを聞かせてください。

議 長

総務防災課長。

総 務 防 災 課 長

お答えいたします。

従来、避難所は、受付をしていただきまして、避難してきた方にお名前等を書いていただいて、避難スペースですね、体育館の中等に移動していただいている。

また、テレビを見たい方には、テレビで情報を得ていただいたんですが、この新型コロナウイルスの関係で、先ほど、町長の答弁もあったんですが、国がある程度方向を今示しております。随時細かいものが入ってきて、市町

村はできる限りそれに従ってということなのですが、例えば、受付で今までは先ほど言ったとおり、名前だけだったんですが、健康状態のチェックシート、これを書いていたいたり、あと体温を測っていただくと。体温を測っていただいて、特に健康状態に異常がない方、体温がない方は従来どおり、そのホールとか、体育館の中に移動していただいて、避難していただくんですが、熱がある方、あと濃厚接触者と思われる方につきましては別の部屋、学校で言えば教室なんですが、そういうところで避難していただくと。それが受付終わってからで、その後、例えばトイレ、これも、分けないといけません。健常の方の使う方のトイレと、先ほど言った発熱、あと濃厚接触者との疑いがある方については、別のトイレを利用するなど。またトイレが分けられなければ、時間的に区分けするすようにというような国の指針がありまして、これで、できる範囲でやっていくということで、導線を分けるということを取り組んでいきたいと考えております。

議 長 和田成功議員。

3 番 和 田 続きまして、体調等配慮を要する避難者に対し、保健師等の専門知識を有する人材の配置等が必要であると考えますが、町としての取組の考えはいかがでしょうか。

議 長 総務防災課長。

総 務 防 災 課 長 今まで避難所が開設したというのは、台風の時だったので、長くても、十数時間だったんですが、実際、地震とかが起きた場合については、途中何日もいるので、途中の健康状態の把握も必要だと思います。それについても、国のほうが保健師等を巡回させるようにということで、新たに指針を出しておりますので、議員が今言われるような方向で、保健師、または看護師が適宜巡回するような形で取り組んでいきたいと考えております。

議 長 和田成功議員。

3 番 和 田 ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、在宅避難や親戚友人宅等への避難と回答されていますが、最近よく耳にする言葉であります。町が指定した避難所に行くことが必ずしも適切な避難とは限らないということなのか、お聞かせ願います。

議 長 総務防災課長。

総務防災課長

すみません。お答えいたします。

何度もで申し訳ないんですが、これも、新たに国が4月1日、4月7日のほうに出しているんですが、そのときに新しく出た言葉でありまして、在宅避難というのは、ハザードマップ等で御自分の自宅を確認していただきまして、特に危険がなければ、垂直避難で2階とか、あとは山側じゃなくて、谷側ですね、そちらに移って、安易に避難所に来ないで自宅にいるということです。

あと、分散避難というのは、自宅が危ないと思ったら親戚とかお友達の家、そういう安全な家があるようでしたら、そちらに避難をまず考えてくださいと、日頃から。

その2つができなかったら避難所に避難してくださいということで、なるべく感染を防ぐためにいろんなところに自らが考えて、行政が言うのではなくて、自らが考えて散らばってくださいというのが、国の新たに示した方向でありまして、これについては、速やかに町民の方にも周知しなければいけないということで、ホームページ等でちょっとその辺のほうは、もう既に周知のほうはさせていただいております。

議 長

和田成功議員。

3 番 和 田

今のお答えを伺いまして、自助共助のさらなる強化が必要であるとの考えなのでしょうか。お伺いします。

議 長

総務防災課長。

総務防災課長

はい。新たな自助共助、自助は自分で自らを守ることなんです、新たなこのコロナの関係で避難、また、これは新しい日常にもなるんですが、身体的距離の確保。避難所に行っても1メートルないし、2メートル分かれるとか、あとマスクの着用、手洗い、あと外出を控えるとか、日頃から。密集を回避するとか、まさに、これ自助で自分を助けることなので、今まで自助だというと、あの持ち出し品を用意するとか、そういうものだけだったんです、もう常日頃から自分のことは自分で守る、まず、そういう行動してください。

共助、これについては隣近所で助け合うということだったんですが、ただ、今までは隣の人がなかなか歩けなかったら手を貸して避難所まで一緒にとい

うことが簡単な共助だったんですが、これからは、先ほど言ったハザードマップの研究。ハザードマップで、そこら辺の地域がどういう状況にあるかというの、やはり、それは共助の中で、自分たちでその危険性を見出している。ですから、まさに自助共助については、ますます重要になっていることだと考えております。

議 長 和田成功議員。

3 番 和 田 今後、自助共助がさらに強化していかなければいけないというような考えであるならば、町民の方々の高い防災意識を醸成し、地域防災力向上を推進するために、町として、今まで以上に自助共助の取組を支援する必要があると考えますが、町として、どうお考えでしょうか。

議 長 町長。

町 長 はい。おっしゃるようなことを以前から自治会等でも言われておりまして、町といたしましては、防災監を、自衛隊のOBでございませうけども採用して、そういったような意識づけ、そういったようなものを学んでいただいて、また、皆さんの防災意識をさらに向上させたいというふうに思っております。

議 長 和田成功議員。

3 番 和 田 では、町として、避難所運営と公助について、今後どのように取り組まれていくのかを考えをお聞かせいただきたい。

議 長 総務防災課長。

総 務 防 災 課 長 避難所の運営につきましては、今でも、あの地域防災計画のほうで細かく書いてあるんですが、実際は、まだ避難所の運営はやったことないということで。地震とか何日もありませんので。ただ、実際に起きた場合は、これを円滑に進められるようにするとともに、今回も、先ほどから何度も言っている国が新たな方針を出しておりまして、新たに備蓄をなるべくしなければいけないとか、消毒液とか、マスクとかそういうものは、公助として、市町村として用意していきなさいということなので、その辺の備蓄品の整備等、取組をしっかり進めていきたいと考えております。

議 長 和田成功議員。

3 番 和 田 今お答えいただきましたけど、最後に、町長として、今後どのように考えるのか、もし考えがあれば、お聞かせ願います。

議 町 長 町長。
町 長 災害は山北町の場合は、今までは特に雨ですね、大雨等が非常に台風とか、
そういったものが多かったわけですが、それ以外にも、心配としては地震、あるいは火山噴火というようなものがございます。

いずれにいたしましても、できるだけ、例えば、今総務課長が言いましたような備蓄をして、皆さんの安心につながるようなものは、装備品として、増やしていきたい。あるいは、また実際に台風のときに避難して来られた方が、やはりペットと一緒にだったり、あるいは、また様々な情報ツールがなかったり、そういったような反省点もございますので、そういったようなものについては、今改善をしていくということでございます。

それ以外にも、やはり山北町に住んで安全でよかったというふうに言われるような、そんなような防災のしっかりしたものを一遍にはいかないと思えますけれども、先ほども申しましたとおり、今後、防災監等も採用してまいりますので、そういったような専門家の意見を聞きながら、さらに防災力のある町にしていきたいというふう考えております。

議 町 長 次に、通告順位3番、議席番号13番、石田照子議員。
13番 石 田 13番、石田照子でございます。

私は2点、「ICTを活用した教育を日常的に」、「タクシー券のシルバー定期券への利用拡大を」ということで、御質問させていただきます。

大きな1番、これからの子どもたちはインターネットとは切り離せない世界を歩んでいきます。学校においてもパソコンやタブレット等に触れることで、技術の向上と、知識の充実を図ることが必須と考えます。

このたびの新型コロナウイルスの世界的蔓延で、子どもたちは、学校の臨時休業の長期化により学習向上の機会が奪われました。こんなとき、日頃からパソコンやタブレットに触れ、使い方に慣れていたら、オンライン授業にもスムーズに移行できたのではないかと残念に感じるとともに、どのような状況下でも子どもたちから学習の機会を奪うことのないよう事前の対策の必要性を痛感しました。

また、デジタル技術を駆使することで視覚に訴え、より充実した授業展開を図ることができます。そこで、次の点を伺います。

1) 緊急事態宣言解除後もICTを日常的な教育に活用した授業展開をしていくべきではないか。

2) 教師のICT技術の向上にパソコン支援員の導入をするべきでは。

大きな2番、本年度、高齢者福祉タクシー助成制度では、タクシー券が富士急湘南バスの回数券にも利用できるようになりました。地域の方にとっては、御自分の生活スタイルに合わせた選択ができ、便利になったことと思います。

しかし、今回の改正では、富士急湘南バスが発行しているシルバー定期券、年間2万6,200円ですが、それには利用できません。シルバー定期券で年間利用できるようになれば、行動範囲も広がり、健康寿命にもつながることと考えます。そこで、次の点を伺います。

1) 高齢者福祉タクシー券の利用拡充を再考し、より町民に寄り添った使い勝手のよい、利用者に優しい制度にしていくべきではないか。

以上です。

議 長 答弁願います。

町長。

町 長 それでは、石田照子議員から「ICTを活用した教育を日常的に」と「タクシー券のシルバー定期券への利用拡大を」についての御質問を頂きました。

初めに、町では町内の小・中学校のパソコン室にパソコン及びタブレットを整備し、小学校では児童自らがパソコンやタブレットを使った調べ物学習をするなど、主にパソコンに慣れる学習をし、中学校では、資料作成やデジタル作品の作成等、既存のソフトウェアを使った学習を行ってまいりました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の急速な拡大に伴い、小・中学校の長期臨時休業を余儀なくされ、三保小学校では4月13日からインターネットを使った家庭学習を、川村小学校と山北中学校ではネット環境の整っていない家庭に町からWi-Fiルーターやノートパソコン等を貸し出し、5月27日からオンラインを使った家庭学習を始めたところであります。

そこで、1点目の「ICTを活用した教育を日常的に」について、1番目の御質問の「緊急事態宣言後もICTを日常的な教育に活用した授業展開をしていくべきではないか」についてであります。町では、パソコンをデスク

トップ型からタブレット型への移行、家庭学習に活用する家庭学習ソフトウェアの導入、無料アプリのスカイプによるインターネットを利用した海外の学校との英語活動による交流、教職員の資質向上のための研修会の実施など、数年前からICT教育を重点課題として取り組んでおります。

また、国では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学校の長期にわたる休業を受け、「一人一台端末」、「学校ネットワーク環境の整備」などを目指すGIGAスクール構想の早期実現を打ち出しております。

町では、これを受け、今年度中に一人一台端末と高速大容量の通信ネットワークを小・中学校に整備する予定であります。

一人一台端末と高速大容量の通信ネットワークの整備により、パソコン室に行かなくとも各教室で日常の授業において、パソコンやタブレットを使って動画の活用や、分からないことをその場で児童生徒がすぐに調べることができるため、日常の授業に積極的に活用していきたいと考えております。

また、現在進めております家庭学習における動画配信等の経験を生かし、ICTを活用した授業実践に努めてまいります。

このように、ICTを活用した授業はこれからの学校教育の重要な部分を占めていくと考えておりますので、学校の臨時休業での活用に終わらせることなく、日常的に活用してまいります。

次に、2番目の御質問の「教師のICT技術の向上にパソコン支援員の導入をするべきでは」についてであります。ICTの効果的な活用を図るためには、一人一台パソコンやネット環境の整備などのハード面の環境整備、デジタル教科書や教材活用などのソフト面の整備、そして教職員の能力向上のための人材支援策がとても大切であると考えております。

特に人材支援策としては、教職員の能力向上のための研修会の確保や、ICT教育アドバイザー、ICT支援員、企業人材の活用などが重要であると考え、国・県等へ人材への支援を積極的に働きかけるとともに、町としても専門的な人材確保による指導体制の充実に努めていきたいと考えております。

次に、2点目の御質問の「高齢者福祉タクシー券の利用拡充を再考し、より町民に寄り添った使い勝手のよい、利用者に優しい制度にしていくべきではないか」についてであります。現在、町では、70歳以上の方がいる世帯

を対象に、三保地区は年間2万4,000円、清水地区・高松地区には年間1万8,000円、共和地区・平山瀬戸地区は年間6,000円の高齢者福祉タクシー券を配付しております。

町では、高齢者の方がより使いやすいように、今年度から高齢者福祉タクシー券を富士急湘南バスの路線バス乗車運賃として利用できるようにいたしました。さらに利便性を高めるため、シルバー定期券にも利用できるよう富士急湘南バスと調整を始めております。

現在のところ、富士急湘南バスからは前向きな回答を頂いておりますので、今後、導入していきたいと考えております。

議 長 石田照子議員。

13番 石 田 和田議員と内容が重複するかもしれませんが、私は確認をということで再質問をさせていただきます。

先ほどの説明の中で5月25日にテスト配信をして、学習動画を配信しているような御説明がございましたけれども、この動画の内容ですね、先ほど、健康チェックやストレスチェックと申しましたが、もう少し詳しくどのような学習動画なのか御説明いただきます。

議 長 学校教育課長。

学 校 教 育 課 長 学習動画になるんですけども、授業といいますか、動画をまずその学びのための導入部分として使っていただくというものでございまして、例えば、小学校1年生になりますと、まず文字に慣れていくということで、その教科書に載っているものの読み聞かせのような感じ。

それから、中学生になってきますと、国語で言いますと辺のつくりとか、そういうものはこうです。この後、課題等の学習として、何ページから何ページをやってくださいというような、そのような動画を作っております。

まず、そこが導入で、これからどんどん、どんどん使い方というのは広がっていくと考えておりますので、その辺は、その工夫しながら動画というのは作っていききたいと思います。

それと、導入にしましたもので、アンケート調査みたいなこともできます。これは、各クラスでクラスルームというのを作りまして、その中で、どうですかということで返してもらおう。それが、先生が見ることができるというこ

とで、そこからどういうことか、どうなのかとテストみたいなことにも使えます。何々という問題を出して、この答えは何ですかということでもできますので、これからも、まだまだ研究の段階ではございますけれども、いろいろと使えるように広げていきたいとは考えております。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 そうしますと、今の御説明ですと、双方向にやり取りができるというオンライン授業ということになりますよね。そして、このオンラインというのは、録画とか、保存をすることによって、児童・生徒側の都合に合わせて、何度でも反復学習ができるというメリットがあるんですけども、今回導入したその学習動画というのは、録画はできるのでしょうか。

議 長 学校教育課長。

学 校 教 育 課 長 録音したものをアップしておりますので、それをクラスルームというところに上げてございます。ですので、それを管理者が消さない限り残っておりますので反復しながら見ることもできます。

それから、動画を止めてまた戻ってとか、ビデオみたいな感じでも使うことができますので、聞き逃したとかということでも、また戻って学習ができる。また、このことは何だったんだろうなということで、また見直すということもできますので、上げた動画はそのまま残ってますので、いつでも、どこでもといたしますか、ネット環境があれば見ることができるということでございます。

議 長 教育長。

教 育 長 この三保小学校については、1対1、あるいは1対4の双方向でのリアルタイムで、やり取りができる、そういう形でございます。

ただ、川村小学校と山北中学校につきましては、そういった形じゃなくて、あくまでも動画配信という形の中でやっているという形です。

ただ、動画配信のみじゃなくて、今課長が申し上げたように、いろんな機能がついてますので、それを有効活用しているというような状況の中で、初めのところは、課題を出しておりましたので課題の説明、このところは、こうやって解くんだよとか、こういった、より詳しく説明を動画でアップして流したり、あるいは教科書の一部を説明を加えて、ここのところ、こういう

考えだから、こういう形、過程でやってみなさいというような動画配信をしたところでございます。この動画というのは、授業は基本的には45分授業、小学校の場合、45分授業。30分、40分かなり負担がかかるんです。ですから、最初の段階のところは、時間を短くして、1年生あたりはもう5分程度でもいいんじゃないかと。10分、15分そういった中で動画配信をしているというような状況でございます。

ですから、これから、だんだんそういったものに慣れてきますと、さらに、また充実していくかと思えますけども、このオンライン学習につきましては、長時間やるのが、なかなか子どもたちに負担がかかるということを聞いておりますので、その辺のところもよく配慮しながら進めていきたいというふうに考えてございます。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 確かに、このオンライン授業のデメリットというのは、そこなんです。興味を長時間続けるというのは非常に難しいということで、15分から20分がいいのではないかなというようなことも言われておりますので。ただ、双方向が5月25日から始まって、双方向のやり取りもできるということは、先生たちも頑張ったのではないかなと思うんですけども、生徒にアンケートを採ったというようなことでしたけれども、そのアンケート結果、生徒の反応というのはどういうものでしたでしょうか。

議 長 教育長。

教 育 長 調査結果について、細かく教育委員会には、まだ上がってきておりませんが、校長等を通じて確認しましたところ、非常に動画配信してもらってよかったということで、保護者のほうからも、ぜひ、これを進めてほしいというような意見等はございます。

ただ、まだ全員のところで集計等をしてませんので、今後、そのところはしっかり分析しながら進めていきたいというふうに思っておりますし、今、分散登校をしております、15日から、来週の月曜日から一斉の、通常の登校に入っていきますので、そういった面では、いろんな休み中のアンケートですとか、そういった面も分散登校のときは、まだ校長としては控えているということもございましたので、15日から、そういった軌道に乗ってきまし

たら、そういった面についてきちっと検証をしながら、さらに進めていきたいというふうに考えてございます。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 先生方、専門業者を呼んで勉強されたと思うんですけれども、その成果が、早速出てそのようなやり取りができていないかなと思うんですけれども。この先生方の勉強というのは、その機器の操作方法ですか、あるいは動画の作成の方法とか、いろいろあると思うんですけれども、どのようなことを勉強されたんでしょうか。

議 長 教育長。

教 育 長 町の、このオンライン学習につきまして、2年前になるんですけれども、三保小学校が一人一台パソコンで、行く行くは山北町の小・中学校全てを一人一台パソコンにしたいという思いの中で、2年前から、まず三保小学校をモデル校的に実施していこうということで、パソコンを、町長の考えもございまして配置させていただきました。

そういった中、ただ、機種をあるだけじゃなくて、どう活用していくかと。先ほどもちょっと話させていただきましたけれども、そういった中で、信州大学の教授の方をお願いして、三保小学校のほうで研修を積んできました。そういった中で、このZ o o mを使っの1対1のオンラインが、スムーズにできたというのも、その成果じゃないかなというふうに思っています。

三保小学校で4月13日から配信を始めましたので、小・中学校、川村小学校、山北中学校の職員が三保小学校へ行って、実際にそれを見て、そのやり取りを確認したり、そういった中、よし、じゃあ川村小学校、山北中学校でもできることはやってみよう。1対1はできないけども、動画配信はできるんじゃないかということで、そういった形で進んでいったということで、若干5月25日という、時間的にはちょっとかかったかもしれませんが、議会のほうの15日の予算を認めていただきましたのも、その中で、その時点で、アンケートを採って、W i - F i 環境を整えて、タブレットを配付、貸出ししまして、何とかここまでできたというような状況でございますので、そういった研修の機会というのは、非常に大きな一つの効果じゃなかったかなというふうに思っています。

ですから、今後もそういった面をやっていかなきゃいけないということで、先ほど、信州大学の先生の話をしていただきましたけれども、これまでも、山北町は全ての小中学校の職員、夏休みにこういったオンラインという言葉はなかったです。パソコン研修という中で、研修を積んできたということでございます。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 全ての小・中学校の先生方のパソコン研修をされ、あるいは、信州大の教授にノウハウを教えていただいたということですが、そうしますと、これから徐々にスキルも磨かれていくんだと思いますけれども、ある程度のオンライン授業に対するスキルというのは、先生方は身についたという考えでよろしいですか。

議 長 教育長。

教 育 長 まだまだ、あの初歩的な段階で、今、何とかできたということでございますので、これについては、まだまだ、しっかりと研修していかないと、というふうに思いますし、先ほどの中でお話ございましたけれども、ただ、職員の研修だけでなく、それと年に1回、2回の大学の先生に来ていただいての研修じゃなくて、あるいは業者等に年に1回、2回じゃなくて、通常学校の中に、そういった支援員というんですか、そういった方を置いて、やっぱり通常的に、パソコンをやるというのは、準備がかなりの時間的にあるんです。必要なんです。ですから、そういった教材づくりというんですか、そういった面も先生方それだけにかかっているわけじゃありませんので、そういった面の支援というのも、非常に大きな要素かなというふうに思っております。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 先ほど、教育長の和田議員の回答の中で、機器を設置するだけではなくて、それをこれからどのように使うかということが重要だというようなお話がございましたけれども、このオンライン授業が定着すれば、今回のように、予期せぬ事態でも即対応ができて、子どもたちの学習の場を止めることがなかったんだと思うんです。

そして、先ほどお話の中では、ちょっと教職員のように目が向いていたと思うんですけれども、子どもたちにも、このパソコンあるいはタブレットを操

作させるというのは、特に低学年の場合には非常に難しいと思うんですけども、日頃から機器に接していないと操作の仕方すぐに忘れてしまう。子どもはそんなことないでしょうね、私なんて、すぐ忘れてしまいますので、日々動かしていくことが重要かと思うんですけども、普通授業に戻った場合、このタブレットの使用方法というのは、どのような方法で使っていくお考えがあるのでしょうか。

議 長

教育長。

教 育 長

その辺につきましては、また学校とよく調整しながら、内容のほうを考えていかなきゃいけないというふうに思っていますけれども、やはり、パソコンに慣れているということが、やっぱり一つ大きな要素かなというふうに思っています。

ですから、一人一台パソコンということで、学校に置きっ放しではなくて、家庭にも持ち帰れるような、そういう学習。山北町は、eラーニングという家庭学習用のソフトも入っておりますので、それぞれアカウント等は、パスワードがございますので、それを持っていますので、そういった面で有効活用する手段というのはいっぱいあるかというふうに思います。

ですから、日常的に、そういった面で学習の中に生かしていく、学校に来ても、あるいは家庭の中でも、そういった面を使っていくような、活用できるような、そういう体制づくりを構築していきたいというふうに思っています。

今、具体的にどの場面でどういうということはありませんけれども、今後の中で、学校と、よくそのところは調整しながら進めていきたいというふうに考えてございます。

議 長

石田照子議員。

13 番 石 田

ぜひ、低学年のお子さんも、日頃タブレットに触れて、いざというときにも一人でも操作ができるように常日頃から触れられるような機会を作っていただきたいと思っておりますけれども、オンラインだけではできないものもありますよね、人間関係の構築とか。ですから、今後は、このオンラインとオフラインを上手に組み合わせて有効な授業を展開していく必要があると思うんですけども、それプラス山北の独自性、山北町ならではのオンラインを使っ

た授業展開というのも加えていくことによって、この付加価値がさらに高まるのではないかと思うんですけれども、この山北町独自性を持たせるというようなことについては、何かを考えはございますでしょうか。

議 長
教 育 長

教育長。
町独自のオンラインの学習ということなんですけども、そういった中で、三保小学校が閉校になります。そうしますと小学校1校、中学校1校という形になります。先ほど、機種の中で小・中同じような機種をとる形の中です。ありますので、こういった面では小1、中1の中では、やっぱり、その辺の連携というんですか、一貫性に立った、あるいは一貫教育、そういったものを推し進めていきたいというふうに考えています。

そういった中での一つのツールとして、このオンラインもあろうかというふうに思います。ですから、大きなくくりの中で、そういった面を特色を作っていくように考えています。

今、ここでオンラインについての特徴はと言われても、今整備することはいっぱいの中で、今後の中で進めていかなきゃいけないということの中で、ただ大きなくくりの中では小・中一貫の中で、こういった面もさらに進めていく、これが、やはり町の独自性にもつながってくるのかなというふうに考えてございます。

議 長
13 番 石 田

石田照子議員。
まさに、オンライン授業は始まったばかりですから、習熟度が上がった時点で、山北の独自性をぜひ待たせていただきたいと思います。

町長にお伺いいたしますけれども、生活様式も新しい生活様式に変わり、教育も新しい教育に変わりつつあります。ピンチをチャンスに変えると言いますが、まさに、それが今ではないかと思うんですけれども、この山北町の学校の新しい学校様式について、何かお考えがありましたらお願いいたします。

議 長
町 長

町長。
新しいというので、答えになるかどうか分かりませんが、私がかつてPTA等をやらせていただいたときに、ドイツあたりが先進的なそういったようなオンラインのことをやっておりました。そういう中では、やはり自分

たちで、子ども自らが、自分たちでそういった課題とか、あるいは一番簡単なのは、その当時、あしたの授業の持ってくるものであるとか、あるいは、保護者に対する連絡とか、全部子どもたちがやっているというふうに言っておりました。

そういったようなことを含めて、自分たちで構成できる。何でもかんでも教わるということも、もちろん大事なことですけど、その中で、さらに一歩進んで、子どもたちが自分たちで学習を作っていくというようなことが、将来、山北町で新しい教育ができれば、私はそのような方向に持っていきたいというふうに思っております。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 まさに山北の小・中学校も変わりつつありますので、町長として、ぜひ見守っていただきたいと思っておりますけれども、G I G Aスクール構想の前倒しで、今年度中にタブレットを一人一台配付ということのようでございますけれども、今現在は各家庭にタブレットがあるお子さんは、家の手持ちのものを使用していると思うんですけれども、そうしますと、このG I G Aスクール構想が進んでいく場合には、家にあるものではなく、家にあるお子さんにも、一人一台配付されるということによろしいんですか。

議 長 学校教育課長。

学 校 教 育 課 長 そのとおり、各児童生徒全ての者に一人一台行き渡るように整備をさせていただいて、それも家庭学習といいますか、家にも持って帰れるようにしていきたいと考えてございます。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 そうしますと、今でも、オンライン授業をしているようではございますけれども、低学年のお子さんは、なかなかその辺が難しいんですが、一人一台、そして家に持ち帰れるということになれば、今年度中には、全ての子どもたちがこのI C T機器に何らかの形で加わるということによろしいのでしょうか。

議 長 学校教育課長。

学 校 教 育 課 長 おっしゃるとおりでございます、今年度中、まだ、この補正予算、お認めいただけないんですけれども、すぐに発注等のそういう事務的なことを

進めさせていただいて、なるべく早く導入して、それぞれ児童生徒が扱っていくというような状況を作っていきたいと考えております。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 それでは、次に移りますけれども、その一人一台パソコン、タブレットが配付された場合には、その操作方法もそうですけれども、先生方のそのスキルのほうも充実した授業を定着させるためには、やはり、専門員のアドバイスとか、指導が非常に欠かせないと思うんですけれども、先ほどの回答の中で、教育長もGIGAスクールサポーターですとか、ICT支援員というようなお話をされておりましたけれども、教育長、もう一度伺いいたします。支援員の必要性について、いかがでしょう。

議 長 教育長。

教 育 長 ICTの支援員ということですが、これは、学校図書室も、ちょっと同じ考えが私ございます。図書室にも、司書を配置することによって、その読書活動がかなり有効になります。山北町の生涯学習センターにも、数年前から司書を配置するようになりました。かなり内容が充実してきているというふうに私も思っています。

コロナの関係で、すぐに電話で貸出しをするというようなことも、司書のこういった発案ですか、そういった考え方がございます。

ですから、図書室を充実させるためには、これ、司書も必要だということでございますので、このパソコン教室、あるいはパソコンの活用、こういった面についても、こういった支援員というのは、非常に大事なものかなと。いわゆるパソコン司書じゃありませんけれども、そんな言葉を使っているところも見たことがございますけれども、そういった考え方は、やっぱり必要じゃないかなというように思っております。

ですから、研修を1回、操作の仕方、そういったことによって、教職員の技術能力の向上、さらには、この動画を作ったり、あるいは授業をプログラミング教育を推進するに当たっても、そういった支援員の力というのは、非常に大きいかなと。先生個々が全てやるんじゃなく、そういった力を借りながら進めていくというのは大変有効じゃないかなというふうに思っておりますので、どういった形になるかと、まだ構想というか、今後の中で考えていか

なきやいけないというふうに思っておりますけれども、ぜひ、そういった面を充実させながら、それこそ町の独自になろうかなというふうに思っております。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 このようなICT支援員の配置をとということであっております。これによりますと、4町で一人配置というような何かことはうたっているんですけども、先ほどの教育長のお話の中では、市町の状況の中で、非常に難しいと。ただ、情報公開をしながら連携していきたいというようなお話でしたけれども。そうしますと、この広域での配置というのは、まだお考えではないということですか。

議 長 教育長。

教 育 長 このICT支援員は、4校に一人分、地方財政措置、こういう対応なんです。ですから、非常にこれ厳しいなというように思っていますので、やはり町独自というんですか、町として、やっぱり、今後のこの考え方をしっかりと、もっとこれを進めていかないといけないというように思っていますので。ですから、これ、他町と一緒にやるというのは、なかなか、これ難しい。

ただ、町独自だけでなく、国・県、特に県のほうにこういった面で支援員というのは、非常に大事なんだということで、積極的に要望のほうはしていきたいというふうに思っております。

ですから、そういった面で、県でどのように考えていくのか、スクールサポートスタッフという先生の補助をする、いわゆる印刷をしたり、マルつけをしたり、いろんな先生方の補助的な授業というのが、今年度、県の予算でつきました。配置しております。そういった面でのICT支援員も考えていってほしいという中で、県のほうにもしっかりと働きかけていきたいというふうに考えております。

ですから、少なからずもICT支援というのは、必要不可欠なものではないかなというふうに考えております。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 町長にお伺いたします。

この支援員の派遣というのは、当町の子どもの学習の遅れを取り戻す

ためにも、また、今後の新しい学校の形を作っていくにも、非常に重要な位置づけになると思うんです。

ただ、この支援員を派遣するとなると、予算づけが必要になります。このような厳しい状況下の中であるんですけども、この予算づけは早急にしていただきたいと思うんですが、いかがでしょう。

議 長

町長。

町

長

おっしゃるように、町としても優先的にそういったようなものについては、予算措置はしていきたいというふうに思っております。

ただ単に支援員だけではなくて、全体的なところで、どういうふうにかえるかということが、非常に大事だというふうに思っておりますので、そういった意味で、支援員だけでなく、様々なオンライン授業もごさいまし、あるいは、これから、やっと思っておりますやまきた塾みたいな、そういったようなこともあります。

様々な教育に関わるあらゆるものについて、山北町の子どもたちが一番いいというような、そういったような教育環境を作ることが私の責務だというふうにも思っておりますので、そういった意味では、ぜひとも、そういったような予算措置も取っていきたいというふうに思っております。

議 長

石田照子議員。

13 番 石 田

町長の口から予算措置を取ってほしいという言葉も聞かれましたので、次に移りたいと思います。

タクシー券のシルバー定期券への利用拡大ということなんですけれども、今年度高齢者福祉タクシーの利用範囲が回数券にまで広がりました。その御説明を頂いたときに、シルバー定期券にも利用できるよという町民の要望がありましたということをお伝えいたしましたけれども、今回、そこにまで利用範囲が及ばなかった理由というのは何なんですか。

町 長

福祉課長。

福 祉 課 長

お答えします。

今のところ、富士急湘南バスとの調整を始めておるところでございまして、まだ、そこまでの段階ではちょっと調整ついておりませんので、そういう状況でございます。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 今回の回答の中では、富士急湘南バスさんと交渉をして、調整を始めていて、今後導入していきたいと回答を頂いておりますけれども、このシルバー定期券には3種類あるんですね。3か月、6か月、1年と。そして1年利用できるものは2万6,200円と。これは路線バス内でしたならば、どこでも利用できます。

ただ、循環バスには利用できないんです。これ、今後バス会社さんと交渉する際に、循環バスにも利用できるように交渉をしていただけると、さらに利用範囲が拡大し、利用者にとっては便利なアイテムツールになると思うんですけども、その辺いかがでしょう。

町 長 福祉課長。

福 祉 課 長 おっしゃられるように、今このシルバー定期券、富士急湘南富士急グループの中では使えるということで、循環バスでは、ちょっとできないよというようなことをございますけれど、富士急湘南バスと今後も調整して、話をしていく中で、そのような話もっていきたいと思いますけれど、これも相手のあることがございますので、ちょっと今後どうなるか、明確には、今ここではお答えできませんけれど、その話題は乗せていきたいと思います。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 循環バスは町が購入したバスですから、ぜひ、これにも使えるように交渉していただきたいと思うんですけども、町長、鶴の一声どうでしょう。

議 長 町長。

町 長 基本的に、前から何回も言っていますように、こういう福祉タクシーとか、そういったような交通弱者に対する考え方というのは、一回やって駄目だったらやめるというわけにはいかないわけです。

ですから、全てのことが、一回できれば、それをさらによくすることはできますけど、悪くするというようなことは考えておりません。そういう意味では、慎重にその循環バスについても、別に、その何というんですか、今石田議員がおっしゃったのは、そのタクシー券をそのあれに使えるというようなやり方ですけども、それよりも、さらにいい方法があるかどうか。あるいは、そして、また、それが継続してできるかどうか。様々なことが必要だ

というふうに思っておりますので、交通対策については、山北町について、もう一番の町民から要望でございますので、そういったことについては、必ず後退することではなく、一つでも一個ずつでも前に進みたいというふうに思っておりますので、そのために知恵を絞ってやっていきたいというふうに思っております。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 町長の口からは、具体的な回答は頂けませんでしたけども、課長のほうは交渉していただけるという話ですので、ぜひ、これは前向きに検討していただきたいと思いますが。

議 長 副町長。

副 町 長 町の循環バス云々の話なんですけど、町長の考え方を申しますと、高齢者の方々は循環バスそのものをただにしようという考え方を持っておられます。そうすると、それが高齢者の定期券になるのかということも含めて、全体的に広い考え方で、それで一度やっちゃったものはやめるというわけできないので、その辺は慎重に考えていきたいということで、申し上げたということで、町の考え方でございます。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 じゃあ、先ほどの町長の話の裏には、そのようなすばらしいアイデアがあったということによろしいわけですね。

それでは、これで最後にいたしますけれども、新型コロナウイルスの対応についてもそうなんですけれども、町民あつての行政ですから、ぜひ、町民にいいと思われることは、予算立てが必要な場合には無理かもしれませんが、いいというようなものは早急に、後手に回ることなく対応していただきたいと思います。と申し上げ、終わりにいたします。

議 長 ここで、暫時休憩といたします。

再開は、ちょっと中途半端なんですけれども、11時5分からとさせていただきます。 (午前10時53分)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午前 11 時 05 分)

通告順位 4 番、議席番号 8 番、清水明議員。

8 番 清 水 受付番号第 4 号、質問議員 8 番の清水明でございます。

今年の台風シーズンの到来を前に、新型コロナウイルスの影響が長期化する中で、避難所の在り方について心配する声が上がっている。避難所は「3密」になりやすく、大規模なクラスターも発生しやすい。感染拡大を防止しながらの避難所運営はいかにあるべきか、また、町として対策がどのようなになっているか質問する。

1、国は4月7日付で、避難所における新型コロナウイルス対策として、分散避難や健康チェックなどの対策を取るよう都道府県や政令指定都市などに通知したが、山北町の対応はどうなっているのか。

2、昨年の台風19号の経験から町が避難所運営において、新たに取り組んできたことは何か。エアマットの準備が大変であったと聞いているが、エアーポンプの購入とか、段ボール製の間仕切りの用意等はされているのか。

3、岸地区、向原地区の人たちからは、生涯学習センターへの避難は大変であるとの声を聞く。川村小学校、山北中学校の開放を考えて、町と自治会が地域住民を交えての訓練等を実施する必要があると考えるが、町の対応はいかがか。

4、昨年の避難行動の際にペットを伴った避難者の例があり、対応が決まっていなかったのもので、引き取ってもらったとの報告があった。ペットの扱いについてはどうなったか。

議 長 答弁願います。

町長。

町 長 清水明議員から「新型コロナ禍が続く中での避難所運営を問う」についての御質問を頂きました。

初めに、1点目の御質問の「国は4月7日付で、避難所における新型コロナウイルス対策として、分散避難や健康チェックなどの対策を取るよう都道府県や政令指定都市などに通知したが、山北町の対応はどうなっているのか」についてであります。国は新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要として、都道府県経由で全国の市町村に通知を出しました。

国の対応指針では、「可能な限り多くの避難所の開設」「親戚や友人の家等への避難の検討」「自宅療養者等の避難の検討」「避難者の健康状態の確

認」「手洗い、せきエチケット等の基本的な対策の徹底」「避難所の衛生環境の確保」「十分な換気の実施、スペースの確保等」「発熱、せき等の症状が出た者のための専用のスペースの確保」「避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合」など、9項目が示されております。

これを参考として、先ほど和田成功議員の質問で答弁したとおり、避難所における徹底した感染予防対策を講じてまいります。

次に、2点目の御質問の「昨年の台風19号の経験から町が避難所運営において新たに取り組んできたことは何か。エアマットの準備が大変であったと聞いているが、エアーポンプの購入とか、段ボール製の間仕切りの用意等はされているのか」についてであります。昨年10月に襲来した台風19号は、24時間雨量が観測史上1位となる500ミリに達し、町内の避難者総数が213名となり、近年で最も多くの町民が避難されました。特に、生涯学習センターには184名が避難し、避難所運営職員を増員して対応しましたが、大多数が多目的ホールに避難したため、硬い床でも快適に過ごせるようにエアマットを配付した際に、附属のポンプに加えて、エアコンプレッサーも活用いたしました。

避難所用間仕切りとしては、家族向けに6畳用ユニット、少人数用に2人用を備蓄しております。また、新たに避難所設備の充実強化を図るために、避難者が自ら台風の進路や大雨警報などの気象情報を得るためにテレビの設置、生活必需品となった携帯電話を充電するために充電器を設置することいたしました。

次に、3点目の御質問の「岸地区、向原地区の人たちからは生涯学習センターへの避難は大変であるとの声を聞く。川村小学校、山北中学校の開放を考えて町と自治会が地域住民を交えての訓練等を実施する必要があると考えるが町の対応はいかがか。」についてであります。昨年の台風19号までは、良好な避難環境を考慮して、エアコンなどの空調設備や畳敷きの部屋のある4か所の避難所を開設いたしましたが、今年からは従来どおりに、川村小学校、山北中学校などの避難所も開設いたします。

また町では、毎年、防災体制の充実と町民の防災意識の高揚を図ることを目的として、町と各自主防災会とで総合防災訓練を実施しております。

しかし、本年度は、新型コロナウイルスの影響により中止せざるを得ませんでしたので、これが終息した時点で、今後採用を予定している防災監の知識と経験を生かし、自主防災会を対象とした避難所運営訓練の実施を考えてまいります。

次に、4点目の御質問の「今年の避難行動の際に、ペットを伴った避難者の例があり、対応が決まっていなかったので引き取ってもらったとの報告があった。ペットの扱いについてはどうなったのか」についてであります、全国各地の避難所において、災害の発生を想定した際のペット対策をどのように講じていくかが大きな課題となっております。災害発生直後には、多くの飼い主がペットを連れて避難所に避難することが想定されますが、避難所は様々な事情を抱えた方が共同で生活を送る場であり、動物を苦手とする方や動物アレルギーなどの理由により、動物と一緒に生活ができない方もおります。

しかし、避難者とペットのすみ分けや動線の分離が可能な避難所であれば、他の避難者とのトラブルを防げると考えますので、現在、ペット同行避難のルールづくりを進めているところでございます。

議長 長 清水明議員。

8 番 清 水 第1点目の国から都道府県政令指定都市などに通知があったということで、山北町でも対応されているということでありました。その中で、先ほどの和田議員の質問にもありましたが、今回文字を見てますと、自助自助、共助共助、そして最後に公助が来るような感じで、どうも、国が何となく後ろ向きになっているような考え方がのぞけるのではないかというふうに思っています。

今までのように、やはり当然ながら地震等のときには、まず自分、家族安全を確保して、確認をして、それから地域、そのための地域防災組織があります。そして、一時避難。それから、この辺でいえば、隣の学習センターになりますけども、そこに避難をするということですが。

国は、まず動かない。要は、安全を確保してということで、通達にもありますけども、避難というのは難を避けるのであって、避難所に行くことではないよというふうなことが書かれています。それはそうですけれども、実際

に、地震で家が壊れた場合に、やはり頼るところは、町が開設する避難所であろうと。それから、山北町では、現在高齢の独り住まいの方が増えていきます。そういう方に、家で閉じ籠もっているとか、近くの親戚を頼れとかというふうなことは、例えば車がないとか、どういうふうに避難をするのかとか。そういうことも含めて、私は国が言っていることは、余り実効性がないのではないかというふうに思うのですが、町では通知を受けて、どのように、今後対策を立てられるのか、お願いいたします。

議 長
総務防災課長

総務防災課長。

お答えいたします。

議員が今言われるとおり、国は、まず避難所じゃなくて、在宅避難。あと安全な知人宅があれば、そちらということをおっしゃっています。ただ、それで、3番目が避難所ということなんですけど、町としては、だからといって、避難所を開かないということは一切考えておりませんので、やはり、先ほどの町長の答弁もあったとおり、山中とか、川小も含めて、まず避難所の準備はして、町民の方を受け入れるという、その姿勢は変わっておりません。

議 長
8 番 清 水

清水明議員。

町としては、姿勢は変わっていないということで安心をいたしました。ただ、3密を避けるということで、もう本当に台風シーズンがやってきます。それから、地震はよく言われますがいつ起きても不思議ではないと。特に、この辺は幾つもの地震の巣があって、最大級震度7が襲ってもおかしくない。そういう中で、私は至急に今度の災害に備えての避難所の在り方を作成すべきであろうというふうに思っております。

例えば、町のほうでは出しておられますが、地域防災計画の28ページには避難所の運営という項目があります。男女のニーズの違いや要配慮者等の多様な視点などに十分配慮するほか、自主防災組織等地域住民の代表、施設管理者及び町職員で構成する避難所運営委員会を設置し、避難所運営マニュアルを作成するなど、避難所の円滑な運営を行うということで。もう既に作られています。これについて、以前も質問しましたが、避難所のマニュアルについて、作成中であるということでしたが、避難所マニュアル、もう目の前に災害が迫っているということで、どの程度、作成の進捗が図られているの

か、お答えをお願いします。

議 長 総務防災課長。

総務防災課長 お答えいたします。

このマニュアルにつきましては、議員が今心配していただいているとおり、新たなコロナ対策がありますので、また一から、もう一度、先ほど、和田議員のときもお答えしましたが、まず受付から変わっていきますので、まずは、ちょっとまだ一から作り直しているというところが、今の現在の進捗状況であります。

議 長 清水明議員。

8 番 清 水 コロナの出現で様々変わっているということは理解しますが、先ほど、申し上げましたが、災害は待ってくれないということです。もし、仮定の話ですが、あした地震が起きたときに、まだ計画ができていませんでは、本当に混乱を来してしまう。そういうことから、やはりスピード化を図る必要があるだろうと思いますが、その辺、作成中ということではありますが、それはいつ頃できるのか、目安で構いませんので。

議 長 総務防災課長。

総務防災課長 お答えいたします。

マニュアルにつきましては、大きいところのくりでは、議員が今言われる地域防災計画、既に記載されております。これにプラスの要素を加え、あと、ですからペットとかも、細かい部分も加えていくこととなると思います。ですから、それを見て、すぐに、みんなが同じように動けるというマニュアルは、ちょっとまだ時間がかかるとは思いますが、出水期、もう6月なので始まっておりますので、本当に、私も今いつまでとは言えませんが、今年の台風、まだ台風は発生しておりますが、台風シーズンにはなっておりませんので、それまでにはプラスをしたマニュアル、ただ、これには地域の自主防災会も多く入ってくるとは思いますので、まず町の役割という部分のまずはマニュアルになるんじゃないかと。地域の方が入ってきていただくのは、もうしばらく時間とお互いの意見交換等が必要になってくると思いますので、まずは、町の体制づくりのマニュアルをしっかりと書き込んでいきたいと思っております。

議 長 清水明議員。

8 番 清 水 ともかく、急ぐ必要があるだろうということ、それから、今のお答えて、まだ町が作成をして、その後で地域も巻き込んでいくというふうなお答えだったと思いますが、地域も、大分これについては心配をしております。

また、町長からもありましたが、今年は防災訓練がコロナのために中止になっているということで、地域によっては独自に防災訓練できないのかというふうな声もあります。昨年も、城山自治会が学習センターをお借りをして、避難所開設の一番最初の受付と避難場所、避難の部屋の割り振りを行いました。あれは訓練ですから、比較的和やかに終わりましたけれども、実際のときには、それこそ本当に大変な騒ぎになると思いますが、そういった訓練は必要だと思いますので、もし、そういった地域の要望があった場合には、何らか手助け等をしてもらえるでしょうか。

議 長 総務防災課長。

総務防災課長 お答えいたします。

地域が自主的に訓練を計画したらということなのですが、これは、まさに全面的に支援のほうは、支援というか、協力していきたいと思います。今までも、防災に係る講演会というのは、オープンで、いつでも呼んでくださいということでやっております。ちょっと悲しいのですが、実際に、年に1回か2回の要請なのですが、必ず、ですけど、毎年1回か2回ありまして、そういうものには、町職員が行って、意見交換等をしておりますので、支援につきましては、全面的に行っていくつもりでおります。

議 長 清水明議員。

8 番 清 水 今のお答えの中で、もう少し地域の住民も意識を高めないといけないなという面はあると。ただ、今までの訓練では、町それから地域というふうな、その間の連携がなかなかなかったということ。当然ながら避難所を開設した場合には、役場の職員だけではとても、特に地震の場合には解決しませんので、地域の住民も含めての運営委員会を作るということに、防災計画でもなっています。そういう中で、10月に防災監が採用されると。そして、防災監の下に、地域の代表者も含めて、様々な検討も進められると思いますが、一つ避難所を開設しないほうがいいんですけども、開設をするようになった

ときに、運営委員会を作ります。そのときに、誰が一番、すみません。運営協議会の代表は、どのような立場の人になるのか、予定はされているでしょうか。

議 長 総務防災課長。

総務防災課長 運営協議会は、地域防災計画なのですが、避難者、避難所担当職員、これは町職員です。あと、学校であれば、校長先生、あと自主防災組織等から、運営協議会を立ち上げて、日々の生活、みんなでどうやって生活していくかというものを決めていただくのですが。今のところ、山北町は、もちろん、これ、まだ経験したことないのですが、やはり、自主防災会のほうの長が中心になって動くというの、今までの事例ではありますので、まずは、そちらのほうに動いていただくのがスムーズなのかなと。ただ、これは、あくまでも協議会を立ち上げたとき、例えば、しばらくは町職員が数日は面倒を見てくれると、責任をもって。ということにもなるかもしれません。まずは、協議会立ち上げて、その場その場の自治会によっても違うと思いますので、その中で決めていくことだと思いますので、今この場で、じゃあ誰がとは、ちょっと答えづらいと思いますので。その辺で御了承いただきたいと思えます。

議 長 清水明議員。

8 番 清 水 本場に、その場にならないとということですが、やはり事前の計画が必要だろうと。そういう中では、自治会ということがありました。そういうこととかも含めて、町、自治会とで協議を進める必要があると思いますので、ぜひ、その辺については御検討をよろしくお願いをいたします。

続きまして、2点目の昨年の台風19号のところですが、特に、ここに来て、間仕切りが必要になると。今までは、プライバシーの関係で間仕切り等をやっていましたが、今回はコロナを防ぐということで、間仕切りが必要だということ。段ボールで作られた間仕切りということでお聞きをしました。

県のほうでも、朝日新聞5月12日の情報では、市町村に貸し出せる体制を整えたということではありますが、この辺については、現在どのくらい用意がされているのか、また県からそういったものを借りる予定があるのか、お願いをいたします。

議 長 総務防災課長。

総務防災課長 間仕切りがどのくらい備蓄しているかということなのですが、これも、この防災計画に記載させていただいているのですが、ちょっとお答えさせていただきます。

まず、段ボールタイプとテントタイプとありまして、町では、段ボールタイプの6畳ユニット、これ、大体3人用になるのですが、これが40セット。1畳ボード一人用です。これが89セット。テントタイプの4人用が88セット。テントタイプの2人用が199セット。これは、町のほうで備蓄しております。

先ほど、神奈川県の話なのですが、実際には、神奈川県からこういうものを支給はされておりませんが、先日、段ボールで作る6畳ぐらいのやつですか。ちょっとこれを使ってみてくださいということで、県のほうから1セット今頂きましたので、それも今後必要があれば、組み立てて使い勝手がよければ、そういうものを県のほうにも、引き続き、もっと数を増やしてくださいということでお願いはしたいと考えております。

議 長 清水明議員。

8番清水 知らないこととは言いながら、かなりの数が用意されているということで安心をいたしました。あと、それから、お答えにありましたように、意外と全然関係ない地域の人間は情報を仕入れることができる。でも、肝心の被災者は、なかなか情報が得られないということで、ここにありますように、テレビの設置、それから、あと携帯電話の充電、もうこれは、やはり、ぜひ今必要なものだというので、できれば数を増やしていただきたいというふうに思っております。

続いて、3点目ですが、先ほど、学校についても開設をするというお答えを頂きました。ただ、学校の場合には生涯学習センターと違って、開くにしても様々な条件というか、使っていい部屋、そうじゃないところ等の、これは事前に打合せをしておかないと。特に地震の場合には期間が伸びます。そうすると、子どもたちの学びの場所を奪ってしまうことにもなりかねないということで、そこについては、前にお聞きしたときには、学校との打合せは済んでいるということですが、具体的なことについて、そのような打合せが

できているのでしょうか。

議 長
教 育 長

教育長。

学校が避難所になったときの避難所対応ということでございますけども、学校と教育委員会が避難所の直接的な運営については、教育委員会が関わりますので、学校と、その辺のところを話し合いをしまして、第一次開放、第二次開放、第三次開放という形で、3つにこのような形で色分けをして、きちっと、例えば、こっちのほう、職員室ですとか、保健室だとか、いろいろな器具が入っている等、状況によって、本部を設置しなければいけないとか。コミュニティの、地域との場所を設置しなければいけないとか、いろいろな制約がありますので。そこのところは使ってはならないというような形の中で、一次開放、二次開放、三次開放という形で色分けして、担当者だけが知っているわけじゃなくて、来たときに、すぐにパッと地域の方も、これを見れば、すぐに分かるよう色分けをして、そういう形で開放の順番を明記しているという形で、学校とは、調整がもう済んでございます。

ですから、台風の時も、これまでは避難所を開設していませんでした、学校については。これから、学校を開放するというので。ただ、学校を開放するかもしれないということで、校長には、常に連絡を取ってございました。今度についてはもう開設するという方針が、町としても方針が定まっていますので、管理職は台風等があったときは駆けつけると。学校に待機するという確認のほうできていますし、地震等があったとき、一次参集、二次参集、三次参集と、学校の職員全員が一次のときには校長、教頭。二次のときには、総括教諭以上というような形で、きちきちっと、その辺のところを明記されてございますので、そういった中で、学校の避難所運営については、対応のほうをしていきたいというふうに考えてございます。

議 長
8 番 清 水

清水明議員

一次、二次、三次というふうにしっかりと計画ができていているということで安心をいたしました。地域のほうにも、やっぱり、これが開くということになれば、そういった情報をぜひ下ろしていただきたいということです。

それから、災害防止の計画の中の17ページになると思いますが、町防災予防計画の中で、災害が起きたときに、その対策ということで利用できる空

き地を確保しておくということで、これが書かれています。例えば、緊急のヘリポート、それから、あと、よくテレビ等でも見ましたが、特に、水害の場合には、その後、水に浸かっちゃった家財道具等を集める場所等が非常に必要になってくるということで、ヘリポート、それからが礫の集積地については、計画されているでしょうか。

議 長 総務防災課長。

総務防災課長 お答えいたします。

ヘリポートにつきましては、計画で9か所、町のほうで指定しております。川村小学校グラウンド、山北中学校グラウンド、山北高校グラウンド、旧清水中学校グラウンド、旧三保中学校グラウンド、山北スポーツ広場、中川スポーツ場、共和のもりセンター、県立つぶらの公園駐車場、9か所がヘリポートとなっております。

ただ、この17ページにあるとおり、また、ほかにはないかということで、地域に一度投げかけさせていただいたことがあります。地域というのは、共和、清水、三保です。3地区につきましては孤立する可能性があるからということで、そのときに、地域に投げかけたら、ヘリポートが16か所空き地です、上がってきました。ただ、ちょっと斜めのところもありますので、これについては、町と自衛隊のほうで、当時、現地調査をしまして、自衛隊が、そのとき、ヘリが降りれるのは、三保地区が2か所、清水地区が2か所。ちょっと共和は降りれないということだったのですが、清水と、先ほど私が言った9か所以外に清水が2か所、三保で2か所新たに自衛隊のヘリコプターが降りれるということは、今確認は取れております。

議 長 環境課長。

環境課長 災害ごみの関係でございますけれども、現在、県の指導の下に、災害ごみ処理計画のほうの策定準備を進めてございます。上地区では、まだ、策定がされていないということで、県のほうでも災害ごみの処理計画について、どのような観点で、ごみを処理していくのかというようなことも、県のほうの指導の下に、今意見交換をさせていただきながら作る準備をさせていただいております。

当然、山北町で、災害ごみ出た場合に保管場所というのが、町有地での対

応というだけでは、当然足りなくなるということが想定されてございますので、今考えてございますのは、民間のそういった土地等を所有者のほうと話をさせていただきながら確保していきたいというような考えで進めているところでございます。

議 長 清水明議員。

8 番 清 水 では、最後の質問で行いましたが、ペット連れの避難ということで、これは、今策定中だということですが、究極的には、ペットを避難の対象とするのか、そこが一番の問題だろうと思います。ペットを飼っている人は、ペットも家族だというふうに言われます。また、この回答にもあるように、犬嫌いな人、猫嫌いな人等もいまして、とても強制はできないという声もあります。

ということで、町としては、ペットは避難する対象だと考えるのか。

議 長 総務防災課長。

総 務 防 災 課 長 まさに、議員さんも今言われるとおり、回答にもあったのですが、ちょっと、動物は嫌よという方も非常にいます。ですから、じゃあ避難の対象かということなのですが、今環境省、国の話なのですが、出しているのが、ペットを避難させるということは、イコール飼い主の心のケアになるのだということで、それからしますと、やはりペットの同行避難も、これからは認めていかなければいけないと思います。

ただ、なかなか、これ施設のにも十分な部分もないのですが、なるべく受けられるような部分は受けていこうと思っております。

議 長 教育長。

教 育 長 総務防災課と、それから教育委員会と、その辺のところ、連絡を密にして、ペットについては基本的には受け入れると。これは、町の姿勢がございまして、ですから、どこの場所で受け入れられるかということやどの施設でも受け入れられるというのは、これは不可能だというふうに、今考えてございます。

そういった中で、やはり一番可能性があるのが、学校ではないかということで、川村小学校や山北中学校の中で、今ペットを受け入れる場所ということで、校長と詰めていまして、一、二の候補が上がっていまして、このところだったらいいだろうということで、今進めているところでございます

ので、基本的にはもう受け入れるということ。いう中で、ただ、どんなペットでも受け入れるかという、これは、なかなか難しい問題がございますので、その辺のルールづくりを総務防災課のほうで進めているということで。

場所については、どこの場所でなくて、ある程度、避難所を指定した中で、ここだったら受け入れますよと。その際のルールづくりは、総務防災課のほうで、今検討をしていると。検討というか、ルールづくりを作っているということでございますので、そのところで、対応のほうをしていきたいというふうに考えてございます。

議 長 清水明議員。

8 番 清 水 学校ということでしたが、ちょっと厳しいのではないのかなという思いがあります。

それで、もう最後の質問ということですが、今町のほうとしては、ペットは避難の対象となるということで、町長よろしいですね。それを聞いて、我が家には、かわいい犬ちゃんが1匹いまして、今までは受け入れてくれなければ、自分一人が壊れかけた家に残っていきなかつたのかなと思いましたが、避難の対象だということで、はっきりとお答えいただきましたので、できれば、台風シーズンの前に作っていただければと思いますが、どうでしょうか。

議 長 教育長。

教 育 長 受け入れる基本は同じなのですが、家でいわゆるペットを大事にして生活している、そういうふうな環境のすばらしいところをイメージされてしまいますと、なかなか難しいところがあるというふうに思います。その辺のところは、やっぱり不便をかけざるを得ない部分もありますけども。ただ、ペットを受け入れるという姿勢の中で対応のほうをしていきたいというふうに考えてございます。

議 長 総務防災課長。

総 務 防 災 課 長 ペットいろいろあると思います。議員さんは犬を飼っておられるということなのですが、今、町のほうでルールづくりをしているのは、イヌとネコに限らせていただきたいと思うので、ヘビとか、そういうものは無理で。今、イヌとネコのルールづくりということで、ルールづくりのほうを進めており

ますので、こちらのほう、御了承いただきたいと思います。

議 長 清水明議員。

8 番 清 水 山北町は住む人にとって優しい町であるということは、常々優しい町であるということは町長もおっしゃっています。私も、その考えには非常に大賛成です。ただ、イヌは入っているということで、これ安心なのですが。ただ、ウサギとか、いろいろいますので、できるだけ優しい町になるように計画づくり御配慮いただきたいと、それをお願いをして、質問を終わります。

議 長 ここで、暫時休憩をしたいと思います。再開は13時、午後1時といたします。
(午前11時44分)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
(午後1時00分)

通告順位5番、議席番号1番、瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 皆さん、こんにちは。

受付番号第5番、瀬戸恵津子でございます。

私は、「新たな避難所対策を」ということで質問させていただきます。新型コロナウイルスは、私たちの生活を一変させている。健康被害の拡大や地域医療の崩壊を食い止めるために外出自粛し、密集、密閉、密接を避け、人と人の距離を取るための生活を変え、取り組んでいる。

この状況の下、大型台風が襲来したときには、従来の避難所運営では、避難者や避難所運営職員の命が守れなくなる懸念がある。そのため、早急に避難所の感染症対策を準備しておく必要がある。

そこで質問します。

1、避難者個人の持ち物となるマスク等衛生用品は、備蓄品としても備えるべきだが、職員や支援する方のための防災ガウン、手袋、キャップ等は使い捨てのため、かなりの数量が備蓄されなければならない。また、間仕切り等の段ボールもかなり必要となるが、現状と今後について伺う。

2、社会的距離を取るため、多くの場所が必要となる。学校関係も体育館のみでは間隔が取れない。施設管理者との調整は進められているか。

3、妊婦、乳幼児、障がい者、高齢者、介助の必要な方等、一般避難所に入りにくい方のために、町独自の福祉施設の準備は重要なことだが、考え方は。

4、避難所が増えると運営に関わる人の配置も従来とは変わってくる。自主防災組織の方以外に運営を指導、支援する職員や地域のボランティアを組織し、難しい時期ではあるが、机上訓練等をビデオ電話等通信機器により、計画すべきと考えるがどうか。

5、災害ボランティアセンターの開設は想定されているか。被災が予測される状況時に開設するが、新型コロナウイルス感染拡大により、各地で活動をしていたボランティアが地域に入れない状況と聞く。他地域からの流入が自粛されている今こそ町民の協力が必要と考える。回覧板、ホームページ等で啓発できないか。令和元年度に講座はあったが、組織化への道筋はつけられているか。

以上でございます。

議

長

答弁願います。

町長。

町

長

それでは、瀬戸恵津子議員から「新たな避難所対策を」についての御質問を頂きました。

初めに、1点目の御質問の「避難者個人の持ち物となるマスク等衛生用品は、備蓄品としても備えるべきだが、職員や支援する方のための防災ガウン、手袋、キャップ等は使い捨てのため、かなりの数量が備蓄されなければならない。また、間仕切り等の段ボールもかなり必要となるが、現状と今後について何う」についてであります。町では、避難所における感染対策として、家族向けや少人数用の避難所用間仕切りなどを備蓄しております。新たな衛生対策として、避難所で使用する消毒液や健康管理対策として体温計、避難所運営職員の感染対策として、ガウンやフェイスシールド等の購入を進めております。マスクなどの衛生用品は、先ほど和田成功議員の質問で答弁したとおり、政府が進める新しい生活様式に移行していくため、避難する際に持参する非常持ち出し品に、マスクやウェットティッシュなども加えてもらうよう周知、啓発を図ってまいります。

次に、2点目の御質問の「社会的距離を取るため、多くの場所が必要となる。学校関係も体育館のみでは間隔が取れない。施設管理者との調整は進められているか」についてであります。町では、避難所における新型コロナ

ウイルス感染症への対応については、国から通知による技術的助言に基づき徹底した感染予防対策を講じてまいります。

国からの通知には発生した災害や被災者の状況等によって、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難場所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るなどの対策が明記されているため、現在町が避難所として開設している学校施設については、体育館に加え教室も開放することで施設管理者と調整を進めております。

また、避難所スペースの確保については、先ほど、和田成功議員の質問で答弁したとおり、あらかじめ指定した避難所以外にも、児童館などの公共施設、集会所等の地域施設を避難所として開設することなども検討するとともに、町民の感染リスクを減らす対策として、自宅の安全性が確保、確認され、居住が可能である場合には在宅避難、そうでない場合には、親戚や友人宅へ避難する分散避難について、町ホームページ等を通じて啓発してまいります。

次に、3点目の御質問の「妊婦、乳幼児、障がい者、高齢者、介護の必要な方等、一般避難所に入りにくい方のために、町独自の福祉避難所の準備は重要なことだが、考え方は」についてであります。福祉避難所は、避難生活において、特別な配慮が必要とする人を対象とする避難所として、災害時に、避難所や在宅での生活が著しく困難となった方を受け入れるものであり、町では、福祉避難所として指定しておりませんが、町内の7つの介護施設との間において、締結した山北町災害時等における高齢者福祉施設との協定に基づき、避難所での避難生活が困難と思われる方をこれらの施設で受け入れてもらえるよう調整してまいります。

次に、4点目の御質問の「避難所が増えると運営に関わる人の配置も従来とは変わってくる。自主防災組織の方以外に運営を指導支援する職員や地域のボランティアを組織し、難しい時期だが机上訓練等をビデオ電話等通信機器により計画すべきと考えるがどうか」についてであります。避難所運営訓練については、先ほど、清水明議員の質問に答弁したとおり、今後採用を予定している防災監の知識と経験を生かし、まずは自主防災会を対象とした避難所運営訓練を進めてまいります。

次に、5点目の御質問の「災害ボランティアセンターの開設は想定されているか。被災が予測される状況等に開設するが、新型コロナウイルス感染拡大により各地で活動していたボランティアが地域に入れない状況と聞く。他地域からの流入が自粛されている今こそ町民の協力が必要と考える。回覧板、ホームページ等で啓発できないか。令和元年度に効果があったが、組織化への道筋はつけられているか」についてであります。災害ボランティアセンターは、災害で甚大な被害が発生した際に、被災者、被災地支援のために応急対策を円滑に遂行するとともに、災害発生時のボランティア活動を効率よく推進するためのものであり、被災地での住民ニーズの把握やボランティアの受入れ等、ボランティアコーディネートの拠点となります。

災害ボランティアセンターの開設は、山北町地域防災計画の中で、大規模災害が発生した救援活動や広範囲、または長期に及ぶ場合において、「町、町社会福祉協議会及び災害救援ボランティア団体等は、それぞれの実情に応じて、発災後、速やかに緊密な協働・連携の下、災害ボランティアセンターを設置する」と規定しておりますので、災害時には、この計画に沿って迅速な対応をまいります。

なお、新型コロナウイルス感染予防対策により、個人の行動の自粛が求められ、外部からのボランティアの受入れが困難となった場合には、町ホームページなど、様々な方法によって、町民への協力を働きかけてまいります。

また、御質問の組織化への道筋についてであります。令和元年度に、町の社会福祉協議会が主催して、災害ボランティアセンターと災害時のボランティア活動について、研修会を実施し、2日間で延べ30名以上の方が参加がありました。このように、災害ボランティアの組織化については、町社会福祉協議会において、準備を進めているところであり、現在12名の町民の方が登録しているとのこと。今後の大規模災害時には、登録者や研修会参加者などに協力願うなど、円滑な災害ボランティアセンターの設置・運営につなげてまいります。

議 長 瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 午前中、2人の方が質問されまして、大体町の考えがよく分かりましたので、ちょっと、私が聞いておきたいなということについて、まず伺わせてい

たきます。

1番の備蓄品のことでございますが、職員の安全対策として備蓄を進めているという、これは購入して進めて。例えば、間仕切りなんかは大変たくさんあるということに安心いたしました。それで、職員の安全を守ったり、支援する方の安全を守るためにも、ぜひ必要なものがあるのではないかとということで質問しましたが、全部そろっているというような、これから、そろえるのでしょうか。購入を進めてまいりますと書いてございます。

このときに、国のプッシュ型支援というのがあるのですが、それも、いろんな間仕切りとか、足りないときには貸してくれるという、そういうような、もちろん道筋をつけていらっしゃると思うのですが、そのことについて、どんな国にお願いする時期というか、そういうものはどういうふうを考えていらっしゃるのでしょうか。必要になる時期というのでしょうか。

議 長
総務防災課長

総務防災課長。

まず、備蓄品でございますが、新たに必要という国が示しているのが、マスク、フェイスシールド、アルコールの消毒液、あとハンドソープ、次亜塩素酸溶液、体温計、使い捨て手袋、こういうものです。そういうものを新たに用意しなさいということと言われていまして、今購入を進めているのですが、例えば使い捨て手袋、ちょっと、これ品薄で、まだ入ってこないような状況で、注文はしておりますので、こういうものは入り次第、どんどん購入して用意をしていくように考えております。ほかのものについても、なるべく量を余計に確保できるように進めております。国の支援といわれるのは、臨時交付金の関係だと思うのですが、もう一度いいですか。すみません。

議 長
1番 瀬戸

瀬戸恵津子議員。

物資が足りないときには、国のほうからプッシュ型支援として、こういう備蓄品が来るといことなのですが、そういうことも、ちゃんと視野に入れていらっしゃるのですよねということを確認取りました。

議 長
総務防災課長

総務防災課長。

すみません、適切にお答えできなくて。

国の方針が、まずありまして、昨日、神奈川県知事もコロナの関係で避難

所対策については、まずは神奈川県も国の方針をもって進めるということ
記者会見で発表しておりますので、県を通じて、山北が被災した、県西部が
被災したときには、県を通じて、国のほうにももちろん支援を要請していきま
す。

議 長 瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 瀬戸でございます。

今の1番とかについては、和田議員の御回答で十分です。清水議員も質問
していらっしゃいましたので、十分でございますので、承知いたしました。

それでは、2点目に伺います。学校関係者は、ちゃんと調整ができてい
ると、1号、2号、3号となっているということで、これについても準備は万
端に整っていると安心いたしました。

ただ、地域指定避難所以外の施設を開設するとき、地域ですね。そのこと
について、ちょっとお伺いしたいと思います。地域の施設を開放していいの
だということですが、そこに対する備蓄の関係の話がまだちゃんとまとまっ
ているのかなということ。地域との間で町とまとまっているのかなというこ
とを伺います。例えば、食料のこととか、まだ話が棚上げになっていたんじや
ないかと思います。

議 長 町長。

町 長 地域からは、いろいろな避難所等にも変わりはありませんけども、集会所
であるとか、そういったところに備蓄品が欲しいというのは、毎回、いろい
ろな地域要望の中というのですか、そういったような中で出てきますけども、
基本的には、どうしてもそこへ持っていくことが非常に困難な場所、例えば
共和であるとか、三保であるとか、そういったところは、当然そういう可能
性はあると思うのですが。町内のところでしたら、やはり、備蓄しちゃ
いますと、どうしても消耗品とか、そういったものが、どういうふうになっ
て、管理が非常に難しいというふうに思いますので、必要なものは、もちろ
ん備蓄しなきゃいけないのですけども、基本的なそういった食料品である
とか、そういったものは、できるだけ本庁舎の下のあたりに備蓄して、そして、
そういうような入替えとか、そういったものができるようにしたいというふ
うには思っておりますので。必ずしも、自分の近くに全てのものがあるとい

うことは、なかなか管理上難しいのではないかと。

また、今、特に食品なんかについては、どんどん進化しておりますので、できるだけ早い段階で入替えをして、そんなに何年も持っているということよりも、数年で、どんどんどんどん入替えをできたほうがよろしいんじゃないかというふうに思っておりますので、その辺も、地域と調整しながら理解をしていただけたらというふうに思っております。

議 長 瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 理解していただけたらという、そういうような了解は取れていないということですね。いつも、町長と語る会とか、そういうときに、そういう要望が出たりしておりますので、やはり、そういうことは、賞味期限は長いものがございますし、長くないほうがいいとおっしゃれば、それはそれなのですが。でも、長いものもたくさんあるので、そんなに大丈夫なのではないかなということをおっしゃっているわけなのですが、それに対して、まだ、そうは決められないということで確認ですが、よろしいでしょうか。

議 長 町長。

町 長 地域の座談会とか何かのときには、やはり地域要望として、自分のところにも置いてほしいという要望は非常に多く受けております。それに対して、私どもは、今先ほど申し上げたようなことを申し上げているのですが、なかなか、それで理解を得たというようなところにはまだ行っておりませんので。

実際に、例えば、本当に近くても橋が壊れたら行けないじゃないとか、いろいろなケース・バイ・ケースを言われますので、そういったようなことも含めまして、できるだけ実際に地震とか何かあった場合に、どのような被災が起こるか分かりませんので、そういったところに、緊急用で特に食料品ですか、そういった備蓄のものを置いておくというのは、果たしてどうなのだろうというところが、まだ、私のほうも考え方はそういうことですが、おっしゃるように、まだ地域の方から完全に理解をしていただいているというわけではございません。

議 長 瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 瀬戸でございます。

そうしますと、個人で避難するには自助・公助・自助で、食料のほかに、また、さらに消毒液とか、いろいろマスクとか、自分では持たなきゃいけないということで、実際問題として、役場の方、とても親切で、19号台風のときは、食料を持とうと思って、おにぎり握っていたら、それでは、もう間に合わないとお迎えが来てしまったと。それで、食料を持たないで行ってしまったけど、ちゃんと対応していただけたよということもございますので、町民が不安にならないようなアナウンスをしていただきたいと思います。

議 町
町

長 町長。

長 時間があるときには、当然、台風とか何か準備できるときには、そういったような避難所には、最低限のものを届けるということではできるとは思いますけど、急な発災、特に地震等の場合には、当然そういったことができないというふうに思っています。

また、実際、この間の台風19号のときに感じましたけども、仮にカップヌードルを置いておいても、お湯がなければ食べれないということで、結局、そういったものを含めて、準備ができないと、なかなか、そこにただ置いてあるだけでは難しいというところがございますので。一つ、例えばこういうのがいいよということになると、また、それをやるための備品を備えなければならぬということで、できるだけ、もちろん、指定された避難所は、備蓄品というのは当然考えなければいけませんけど、それ以外のところについては、できるだけ町のほうから届けられるものは届けたいというふうに考えています。

議 長
1 番 瀬 戸

長 瀬戸恵津子議員。

戸 承知しました。

それでは、次の3に移りたいと思います。3番目の福祉避難所のことです。アフターコロナによって、今まで結構混んでいるところでも大丈夫だったのかなというところが、社会的間隔、ソーシャルディスタンス等のために、間を取らなければいけないということで。福祉避難所におきましても、ハザードマップにございます要援護者施設というところが該当するという考え方でよろしいでしょうか。

議 長

長 総務防災課長。

総務防災課長 答弁にもあるとおり、町としては、特にそういう施設、公共の施設持っておりませんので、そういう民間の施設、そういうものをお借りするというようなことで考えております。

議長 瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬戸 それと、今度、やはり、多分全部見直されるのだと思いますが、令和2年に避難所においても、危険な場所とかというのが随分たくさん増えてくるということで。もちろん、要支援者施設もそうだと思うのですが、変わってくると思うのですが、それは見直しを図って、今この状況ではできないと思いますが、2年度中にやり直してくださるということによろしいでしょうか。

議長 総務防災課長。

総務防災課長 議員が今おっしゃるとおり、ハザードマップ、令和2年度中に県が示したもので、町としても、今作成を計画しているところなのですが、その段階で危険な施設、本当に危険な場所にあるかどうかというのは、もう一度見直して、ハザードマップのほうは作成を考えております。

議長 瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬戸 そうしますと、これを見ただけでは、とても受け入れてもらえそうもない施設がいっぱいございますし、岸幼稚園なんかも入ってございます。これも全部見直しということで、例えば休園している施設なんかも、今度コロナウイルスによって、感染症のこともあるので、ほこりっぽいところとか、使えなくなると思うのです。ですから、しっかりこれで確認を取って、削除するものは削除していただきたいと思いますが。

議長 総務防災課長。

総務防災課長 その辺は、しっかり見直しのほうはしていきたいと思いますが。ただ、どうしても必要ということであれば、今言った、多少掃除が必要だとかあるかもしれませんが、そういうものは残していくようになると思います。

議長 瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬戸 それでは、町独自として、健康福祉センターは使えないのでしょうか。なぜ使えないのでしょうか。

議長 総務防災課長。

総務防災課長 これからは、もちろん、そこは使っていくようになるんじゃないかと考え

ております。指定になっていないということですよ。先ほど、答弁でもあったとおり、いろいろな施設というところに、もちろん、健康福祉センターも入っております。

議 長 瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 じゃあ、健康福祉センターを町独自の福祉センターに、福祉避難所にすればいいのではないかと考えますが、そうはいかないのでしょうか。

議 長 総務防災課長。

総 務 防 災 課 長 これからは、先ほど言ったとおりです。距離をもたないといけないので、例えば、この間みたいに200人、生涯学習センターに来られたら、どちらかに、やはり行ってもらわなければいけません。そうしますと、現実的には、健康福祉センターというのが最初に出てくることだと思います。ですから、まだ、健康福祉センターは一般的な福祉の専用の施設ではなくて、一般的な避難所として考えております。

議 長 瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 それでは、要援護者施設等ございます。例えば、先ほど、どなたかの答弁のときにあったかと思うのですが、独居老人、また要援護者に登録している方、そのほかに在宅の方いらっしゃいますね。そういう方が、例えば要援護者登録されている方は、ちゃんと誰が誰につながるといのは分かっていると思うのですけれども。特に在宅の人で、そんなにデイサービスにちょこちょこ行くぐらいの方で、家族がいる方なんかは、どうしてもシステムに漏れそうな感じがするのですが、そういう、私はどうしたらいいのだろうか、そういう方の家族があっても、そういう方もいると思うのです。そういうことで相談センターとか、相談窓口については、改めて、今度設置するお考えはございませんでしょうか。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 今後、そのような相談事があるようでしたら、随時そういうのは受けたいと思います。

議 長 瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 瀬戸でございます。

相談を受け付けますよという、その程度のもではなく、ちゃんと、きち

んとした、どなたか電話、ちゃんと取ってくれるという相談センターみたいなものについては、設置するお考えはございませんでしょうか。町長、伺います。

議 長 町長。

町 長 地域地域のいろいろな特性もございますから、臨機応変に対応をしたいというふうに思っておりますので、どのような災害、あるいは、どのような避難、様々なケース・バイ・ケースがあると思いますので、それに対応してやっていきたいというふうに思っております。

議 長 瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 分かりました。しかし、コロナは、まだ終息したわけではございませんし、山北町ゼロ人とはいっても、第2波、第3波のことがございますので、できるだけ迅速に相談窓口もありますよということをきちっと、ホームページでは、かなりいろいろなアナウンスがございますけれども。それを見ない方たちのためにも、ぜひペーパーでもよろしくお願ひしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

議 長 副町長。

副 町 長 いろんな町の対応の情報はホームページ等で、またやっていますけれども、出してはいますけれども。今おっしゃるように、ペーパー、紙の中でこうなんだよということも、今後必要に応じて、広報していかなければいけないというふうに考えています。

議 長 瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 ぜひお願ひをしたいと思います。ともすれば、ホームページばかりになってしまうと、本当にホームページは分かりやすくてよろしいのですけども。40%ぐらいの高齢化率ですと、そんなに見る方がいるのかなという不安感を覚えますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、皆さんがほとんどよく質問してくださいましたけれども、次に4番に移りたいと思います。今避難所が増えるということと、場所を取らなきゃいけないということで、多くの人材が必要となると思うのですが、前から、避難所運営訓練をということをお願いしてございますが、やっぱり、自分が体験してみても初めて分かることであって、講習に行っても、「あなたは

自分でどんな防災対策していますか」と言われたときに、そんなにできていない方が多いというのをよく耳にいたします。

それで、一人でも多くの方がこういう机上訓練とか、クロスロードで、瞬時に判断するというようなことをやると、とてもいいことって、そういうことを体験していかないと、やっぱり住民に自助と言っても通じませんが、入っていかないだろうし、共助ということであるならば、行政と、そして地域の自主防災リーダー、そして、こういう、ここにもございますが、研修などに参加される方、こういうものを一つにしてぜひ組織化するべきではないかなというようなことも含めて、4番、5番についてですが伺います。そういうことは、順調に早々にしなければいけないと思うのですが、町民への働きかけはどうなっているのか伺います。

議
町

長 町長。

長 とにかく、新型コロナウイルスについては、様々な避難所について、あるいは、ボランティアの方にもどのように協力していただくかというのは、非常に難しい問題だというふうに思っております。

今、私のほうで考えておりますのは、PCR検査、今合庁のほうでやっておりますけども、あそここのところで、完全に接触する人については、ガウンから手袋からフェイスシールドまで全てやった中で対応しております。それ以外の方、要するに接触しないで誘導するだけの方については、マスクのみで、そして対応しているという状態がございます。

ですから、そういった意味では、非常に、これから台風をもし想定すれば、事前に来ることが分かりますので、当然、自分の体調であるとか、体温であるとか、そういったものを事前に知らせていただいて、それから避難の区分けをするような、そんなようなことも必要ではないかというふうに思っておりますけども。一番目に見えるものについては、避難所の外にテントか、何かを張って、そこで仕分をしないと、多分駄目だろうと。新型コロナについては。ですから、そういったところが実際に目で見たときに、まず違うのではないかなというふうに考えております。

ですから、ボランティアについても、あるいは図上訓練とか、あるいは、そういった研修についても、非常に難しいというのですか、どこの部署に自

分が行くかによって、全然違うということになりますので、恐らくボランティアの方にはそういったような接触しないところをやっていただくよりしょうがないのだろうというふうに思っておりますので、そうなりますと、そういったような関係を指導できるというか、図上訓練をすとか、そういったようなことは必要かと思っておりますけども。

いずれにしても、対応する人数、あるいは職員を含めてボランティアの数も、かなり必要だというふうに思っておりますので、そういったことについては、今、私の中にあるのは、やはりPCR検査のスタイルを持ち込むしかないのではないかなというふうに思っております。

議 長 瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 瀬戸でございます。

それでは、ずっと最初からの避難所のことから考えますと、避難所に避難してきました。さあ、みんな来ました。そして、今度は、電子体温計があるでしょうか、山北には。そして、仕分して、そうしたときに熱があった人は別の口から入る。また、こちらに人がいる。先ほどの御答弁の中で、例えば学校とか、そういう施設の中でも病室ではないけど、ある部屋を設けて、まだコロナかどうか分かりませんから。悪い人はそちらに入れると。そして、その先は、県にもお世話になって、PCRになるのでしょうか。PCR検査はよくないことですが、でも、そこまで考えておかないといけないということで。今回も、医師会の方がやってくださったということで、とても心強く思いましたが、そういうPCR検査なんかのとき、もしも、山北に大量ということではないですけど、山北に発生した病気の方が、コロナの方が現れたという、そういうときに濃厚接触者とか、接触の方にPCR検査を受けてもらわないといけないということを、きちっと今北九州市でやっているように、徹底的に、そして隔離して治していくという方法を取る。当然、取ってくださると思うのですが、その準備はできていますでしょうか。

議 長 町長。

町 長 検査はしませんけど、結局、複数の人が来てしまうと。そうすると、対応する職員とか、ボランティアの人たちについては、感染リスクが非常に高くなるということだと思いますので。それに対する、要するに自衛手段という

か、防衛手段をちゃんとした人と、それから接触をしないのを条件に手伝っていただく人というのを分けた中で、そして、そういったような可能性がある人については、そういうようなところへ避難していただくというふうなことを振り分けなきゃいけないというふうに思っておりますので、そういったような中では、非常に、我々も何を参考にしていまいかということになると、今あるのは、ちょっと私のほうなんかではPCR検査の事例しか、実際に見ておりませんので、その中でいろいろな事例がありますので、そういったものを参考にするしかないのではないかなというふうに思っております。

議 長 瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 瀬戸でございます。

避難所がイコールグレーな状況になるのを避けるためにということで、いろいろ国も指導してきているわけですが。とにかく3密を避けて、飛沫を避けて、手指の消毒ということで、町民の方にも協力していただいて、コロナを乗り切っていかなければならないと思うのですが。今までの考え方とアフターコロナの考え方とは変わっていくと思いますので、そのところは、防災ボランティアに関しても、外から来れなくなった場合は、自前でボランティアはニーズがなければ立ち上げることは必要ないと言われますが、確かに、そこまでも、やはり考えておかなければ、町民と職員たちの安全・安心を守れないと思うのですが、いかがでしょうか。

議 長 町長。

町 長 やはり、瀬戸議員がおっしゃるように、我々としてもコロナについては、山北町では感染者は出ておりませんが、他町村の事例を見ますと、クラスターが一番怖いと。クラスターがなぜ起こるかということについては、受ける側の、御本人は自分が感染者だと分からないで来てしまっているという。あるいは病院へ行ったり、そういうことをしているわけですが、受けるほうは何人もの方をやりますので、その方から、今度は次の方に移ってしまうというようなことであろうというふうに思っておりますので。そういった意味では、非常に難しいというか、いろいろ事例を見ながら、クラスターが起らないように、どういうふうに防いだらいいのかということをやらなければいけないということで、一つは入り口、まず、先ほど言った入り口。そ

れから、今度は区分けした中でも共通のところがございますよね。その中で、ずっといられるわけじゃなくて、例えばトイレに行くにしても、何にしても共通のところがございますから、そういった部分をどういうふうにかラスタを防ぐかとか、そういったような課題があるのではないかと思いますので、それについては消毒を徹底するとか、そういったようなことも必要であろうというふうに思いますので、恐らく、避難所については、相当注意をしないとクラスターは起こる可能性はあるというふうに認識していますので、そういった意味では、非常に経験しておりませんが、そういったことも頭に入れながら避難所運営をしていきたいというふうに思っております。

議 長 瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 1点だけ。今おっしゃいましたように、消毒用ということで、備品の話に戻りますが、個人用の肩掛けの消毒液というのをみんなそろえなければ、一々、一々手でというのはいけないということですので、それも備品の中にございますでしょうか。

議 長 総務防災課長。

総 務 防 災 課 長 正式に、国のほうから示されているのは、そこまで細かいことは示されておりませんので、やはり消毒液、手首を、手指を洗う、そういう消毒液は必ず用意しておくということで。入れ物までは、指定はされていません。

議 長 瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 これは東日本大震災の、日本で一番最初にICATを作った先生がおっしゃっていました。これは、ぜひやってほしいというようなことを本で読んだのですが、肩掛けのもので、個人のボトルなんだそうです。ぜひ、そういうことも進めて、せつかくゼロで来ている山北町ですから、今後もしっかりと安全を守っていただけるようお願いいたします。

議 長 町長。

町 長 おっしゃるように、今までゼロで来ていますから、このまま、そういった意味では、本当に消毒液とか、そういったものを有効に使って、ゼロで行きたいというふうに思っておりますけども。皆さん、どれが一番有効かというのは、次亜塩素酸なんかを使ったり、アルコールであるとか、様々なものを使っておりますけれども。ずっと同じ状態でコロナがそのままいてくれ

ば、まだいいと思うのですけども。第2波とか、何かが非常に強くなったり、いろいろなってきますと、また、そういったような対応が少し変わってくるのではないかというふうに思っておりますので。

いずれにしても、様々な情報を皆さんから集めながら、その中で一番いい対応をこれからもやっていきたいというふうに思っております。

1 番 瀬 戸
議 長

終わります。

日程第1、一般質問はこれで終了させていただきます。

次に、日程第2、議案第39号 山北町原耕地地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長

議案第39号 山北町原耕地地区計画内における建築物の制限に関する条例の制定について。

山北町原耕地地区地区計画の区域内における建築物の制限に対する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年6月10日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、建築基準法第68条の2、第1項の規定に基づき、原耕地地区の一部において、建築物に関する制限を定め、適正な土地機能と健全な都市環境を確保するため、提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長
都 市 整 備 課 長

都市整備課長。

それでは、議案第39号を御説明申し上げます。

本町では、平成27年3月に山北町第3次土地利用計画を策定しておりますが、この計画の中にあります特定地域土地利用計画におきまして、岸の原耕地地区の一部を産業系の利用検討ゾーンと位置づけ、想定する機能を商業及びサービス施設等としております。既に、ゾーン内の一部の地区が商業施設となっており、にぎわいを見せておりますが、町では、今後この地区におきまして、さきの計画の土地利用方針を踏まえた上で、周辺の土地利用や自然環境との調和に十分配慮しつつ、土地の合理的かつ健全な高度利用によって、地域生活の利便性の向上をさらに図ってまいります。

本条例案は、既に策定しております山北都市計画原耕地地区と一体となつて、運用することで区域内における建築物に関する制限を定め、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的に建築基準法第68条の2第1項の規定により制定するものであります。

それでは、1枚おめくりください。山北町原耕地地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例。

初めに、第1条であります。先ほど申し上げましたとおり、本条例の目的をうたっております。

第2条では、本条例における用語の定義を定めております。

続いて、第3条ですが、適応区域を定めております。こちらにつきましては、お手元にお配りいたしました図面、計画図のほうを御覧いただきたいと思っております。

こちらの図面中央部分にあります赤い線、ちょっと細いのですけれども、赤い線で囲った部分が本条例の適用区域になります。面積はおよそ1ヘクタールとなっております。

第4では、建築物の用途の制限を定めております。第1項では、建築可能な建築物を列記しておりますが、そのうち第2号の政令第130条の5の3、各号に掲げるものとしましては、床面積の合計が500平方メートル以内のもので、理髪店、美容院、洋服店、学習塾などの施設があります。また、第3号の政令第130条の4、各号に掲げる公益上必要な建築物としましては、延べ面積が500平方メートル以内の郵便の業務の用に供する施設や、延べ面積600平方メートル以内の地方公共団体の支所の用に供する施設や老人福祉センターなどの施設があります。第2号では、制限を適応しない場合の規定を定めております。

第5条では、建築物の壁面の位置の制限をしております。

こちらにも図面のほうを御覧いただきたいと思っております。こちらにも、図面中央の水色の点線で示した部分が壁面後退の対象となります。第1項及び第2項とも制限を適用しない場合の規定を定めております。

第6条では、壁面の後退区域における工作物の制限を定めております。

第7条では、建築物の高さの限度を10メートルまでと定めております。

第8条では、建築物等の形態、色彩等の意匠の制限を定めております。

第9条では、区域内における建築物の緑化率を10%以上と定めております。

第10条では、垣または柵の構造の制限を定めております。

第11条では、公益上必要な建築物の特例事項を定めております。

第12条では、本条例に違反した場合にはおけます建築主や設計者、施工者などに対する罰則を定めております。

第13条では、規則等への委任をできることを定めております。

最後になりますが、附則、この条例は公布の日から施行する。

説明は以上でございます。

議

長

説明が終わりましたので、議案第39号について質疑に入りますが、質疑終了後、総務環境常任委員会に付託しますので、本会議での質疑は総括的な質疑とさせていただきます。

それでは、質疑のある方はどうぞ。質疑はありませんか。

質疑はないので、議案第39号は総務環境常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の議事日程を終了いたしましたので、散会いたします。

(午後1時54分)